

# 平成28年第1回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 1号

日時 平成28年 3月 4日（金曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

- |       |         |  |
|-------|---------|--|
| 日程 1  |         | 会議録署名議員の指名                                 |
| 日程 2  |         | 会期の決定について                                  |
| 日程 3  |         | 諸般の報告                                      |
| 日程 4  |         | 行政報告                                       |
| 日程 5  |         | 町政執行方針                                     |
| 日程 6  |         | 教育行政執行方針                                   |
| 日程 7  | 議案第 10号 | 鹿追町行政不服審査会条例の制定について                        |
| 日程 8  | 議案第 11号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について          |
| 日程 9  | 議案第 12号 | 鹿追町職員の再任用に関する条例の制定について                     |
| 日程 10 | 議案第 13号 | 鹿追消防会館条例の制定について                            |
| 日程 11 | 議案第 14号 | 鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定について          |
| 日程 12 | 議案第 15号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程 13 | 議案第 16号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程 14 | 議案第 17号 | 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程 15 | 議案第 18号 | 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |
| 日程 16 | 議案第 19号 | 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について     |
| 日程 17 | 議案第 20号 | 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について       |

- 日程18 議案第 21号 鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程19 議案第 22号 鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程20 議案第 23号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程21 議案第 24号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程22 議案第 25号 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程23 議案第 26号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程24 議案第 27号 鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程25 議案第 28号 平成27年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程26 議案第 29号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について
- 日程27 議案第 30号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程28 議案第 31号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第6号）について
- 日程29 議案第 32号 平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第6号）について
- 日程30 議案第 33号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第5号）について

- 日程 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度鹿追町一般会計予算について
- 日程 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 8 年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について
- 日程 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 8 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について
- 日程 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 8 年度鹿追町簡易水道特別会計予算について
- 日程 3 6 議案第 3 9 号 平成 2 8 年度鹿追町下水道特別会計予算について
- 日程 3 7 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度鹿追町介護保険特別会計予算について
- 日程 3 8 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程 3 9 議案第 4 2 号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結について
- 日程 4 0 議案第 4 3 号 第 6 期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて
- 日程 4 1 議案第 4 4 号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程 4 2 同意第 1 号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程 4 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

2 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 1 番 山口 優子議員  | 2 番 武藤 敦則議員  | 3 番 畑 久雄議員  |
| 4 番 台蔵 征一議員  | 5 番 加納 茂議員   | 6 番 上嶋 和志議員 |
| 7 番 川染 洋議員   | 8 番 狩野 正雄議員  | 9 番 吉田 稔議員  |
| 10 番 安藤 幹夫議員 | 11 番 埴渕 賢治議員 |             |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町	長	吉田弘志
農業委員会	会長	櫻井公彦
教育委員会	委員長	臼井あや子
代表監査委員		野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副町長		松本新吾
総務課	長	大井和行
企画財政課	長	渡辺利信
町民課	長	島かおる
農業振興課	長	喜井知己
建設水道課	長	津田祐治
商工観光課	長	西科伸之
福祉課	長	佐々木康人
瓜幕支所	長	菅原義正
子育てスマイル課	長	浅野富夫
病院事務	長	菊池光浩
消防署	長	松井裕二
会計管理者		川染洋子
ジオパーク推進室	長	舟越洋二
総務課	総務係長	武者正人
企画財政課	財政係長	佐藤裕之

7 教育委員長の委任を受けて説明のため出席したもの

教育	長	小林潤
学校教育課	長	大前健也
社会教育課	長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局 長 櫻庭 力

9 議会事務局職員出席者

事務局 長 黒井 敦志

書 記 坂井 克巳

平成28年 3月 4日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

ただいまから平成28年第1回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

---

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（埴淵賢治）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番、畑久雄議員、4番、台蔵征一議員を指名します。

---

日程2 会期の決定について

○議長（埴淵賢治）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日から3月18日までの15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。本定例会は、本日から3月18日までの15日間とすることに決定をいたしました。

---

日程3 諸般の報告

○議長（埴淵賢治）

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のとおりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に、監査委員から平成27年11月分、12月分、平成28年1月分の出納検査報告書及び定期監査結果報告書が提出されました。その写しをお手元に配布してありますのでご参照ください。これで、諸般の報告を終わります。

---

日程4 行政報告

○議長（埴淵賢治）

日程4、行政報告を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成28年第1回鹿追町議会定例会が開催されるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。2月1日から主要懸案事項の地区説明会を実施をしております。



いただいているところであります。2月12日、東京台東区区議会議員2名がおいでになっているわけでありませけれども、これについてはご案内のように、台東区の子どもたちが今回初めて鹿追町を訪問いただいたということで、こういう事業が、今後お互いに回を重ねることによって、さらなる交流の中身を濃くしていけるのではないかと。そういう意味では大変良い機会を得ることができたというふうに思っているわけでありませ。その後、来た子どもたちの親を代表してPTAの方から礼状が届いておりますけれども、その内容を拝見しますと、初めは何か北海道と言えは非常に寒いと。アラスカかどこかに子どもをやるような、そんな思いも実はしたというお話が書いてありましたけれども、しかし、子どもたちの帰町後のお話を聞いて、北海道は単にスキーだけではないと。やることがいっぱいあると、非常に楽しい時間を過ごさせてもらったという報告を得て、これからもそういう機会があればと。本当に我々区民としては、認識を新たにしたという内容のお手紙をいただいているところであります。2月13日、当時引率をしてくれた学校長、それから教育委員会の職員と、今後のそうした交流の内容について、どうあるべきかについてお話をさせていただきました。いずれも、結論を出すという立場にはないということでありませけれども、できるならば、こういうことが非常に意味あることだというお話をいただいております、今後も続けていきたいという意向はいただきましたけれども、どうなるかは帰って報告をして判断をしていただくということで、当日来たのが副校長、それから教育委員会の係長さんがおいでになっているわけでありませ。2月13日、子どもたちが私の部屋に表敬訪問ということでおいでになっておりますけれども、この子どもたちも、私どもの企画課の方の指導もあつたわけでありませけれども、それぞれ名刺を作って、私、それから教育長との名刺交換をさせていただきましたけれども、来たかつた、実現したという喜びの声がそれぞれの名刺にしたためられておりましたことを報告申し上げます。2月15日、災害時における輸送業務に関する協定調印式を実施をいたしました。これは、十勝地区のトラック協会との協定でありませけれども、これについては、十勝全町村とこの協定を結んで、災害時における協会としての役割を果たしていきたいと、そして、町としても、ぜひ我々にそうした役割をいただきたいという要請がこの協定によって結ばれたわけでありませけれども、私どもとしても、そうした申し出については大変ありがたいというふうにお話しをし、調印を終わらせていただいたところであります。2月15日、高橋はるみ北海道知事が本町を視察をしております。今回は、急にこの西十勝ブロックにおいでになったわけでありませけれども、知事は地域訪問ということで、政策的に年間を通



して実施をしているわけでありましてけれども、濟州島にジオパークの関係で参った時に、向こうの方から鹿追にぜひ行きたいというふうにお話もございました。そんなことが早期実現になったかというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、看護学校の関係については、特に現地でも話をしております。鹿追訪問の帰り際ですね、看護学校のことについて、実は向こうでお話をする時間があればというふうに思っていたというようなお話はありました。私も、できるできないはともかくとして、また相談に行きますということで、今後、知事にはこうした機会を通して、さらに鹿追の状況を理解していただきたいというふうに思っているところであります。それから、北海道開発局の次長が2月18日に本町に来ております。武田<sup>まさきね</sup>真甲子さんという方でありましてけれども、どちらかと言えば学者肌のタイプの方でありますけれども、鹿追町で行なっているバイオプラントでの事業関係について高い関心を示していただきました。今後、これが3月一杯をもって完成をするわけでありましてけれども、これらの周辺の活用等々についても、若干でありますけれどもお話をさせていただいたところでありますので、こうした視察をいただいたということで、少しでも理解が高まればというふうに考えているところであります。2月19日、27年度国政調査に関する感謝状の伝達を行いました。これについては、国の方の感謝状の伝達でありますけれども、ご苦労いただいております草野章様、石澤隆志様、福原尋義様、荒町正弘様、当日欠席をしましたがけれども菊池範雄様等々に感謝状の伝達が行われたところであります。それからもう一つ、懸案事項であります自衛隊官舎の建て直しということについて、鹿追の業務隊長の方から自衛隊としての考え方についてお話をいただきました。内容としては3案示されております。2キロ以内の所に建設をするという方法、それから6キロ以内を認めてもらうという方法、それからもう一つは、自衛隊併用道路の端を自衛隊の施設の端というふうに使法上考えた場合、2キロ内に今の官舎を収めるのではないかとということで、全国的にはそういう例もないわけではないというお話であります。私の方でもこれについては、今後さらに勉強していかなければいけないというふうに思うわけでありましてけれども、いずれにしても自衛隊としては、やはり、新しい所に移すことによって隊員の生活、家族を含めてでありますけれども、その辺がどうなるのかということ非常に危惧をしているということでありますので、今後、議会の皆さん方ともこの辺についてお話し合いをして、できれば、できればというよりも、当然自衛隊駐屯地と鹿追町が協調し合う、その中での今日さらなる要望をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。以上、行政報告に代えさせて

いただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで行政報告を終わります。

---

日程5 町政執行方針

○議長（埴淵賢治）

日程5、町政執行方針の説明を行います。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

平成28年度第1回町議会定例会にあたりまして、町政執行の方針を申し上げたいと思います。万物の生命持続を可能ならしめる基盤は、なんといっても自然環境であります。その環境を保持し、健全に機能させることに大きな役割を果たしているのが農業農村であり、この事はほかに論を持たないところだと考えるものであります。町村は、その地域に住む人々の手によって歴史、伝統、文化が生まれ、人々の心の拠り所と言われ、また、農業基盤整備等については、自然災害から人の生命財産を守ることにつながり、究極的には国民に対し安心安全な食料の供給をしていることから、農業は多面的機能を持つといわれるのでありますけれども、私たちの郷土鹿追は、農業、観光、教育を三本の柱に据え、国が推進する地方創生総合戦略と第6期総合計画に基づき、21世紀に生き残りをかけてのまちづくりを推進しているところであります。今日人口減少が地方存続の大きな課題と言われておりますが、引き続き健全財政を維持しつつも積極的予算の編成を行い、6,000町民のニーズに応える所存であります。議員各位におかれましては、このことにご理解を賜り、平成28年度一般会計予算ほか、6特別会計についてご審議を賜りたくお願いするものであります。以下、順を追って説明をいたします。

各会計当初予算について申し上げます。まず予算規模であります。一般会計で79億3,900万円、6特別会計約27億5,600万円、全7会計の総額が約106億9,500万円の予算となり、一般会計においては、当初予算として過去最大規模となったところであります。これを平成27度骨格予算に政策予算を追加した予算額と比較いたしますと、一般会計につきましては14億3,800万円（22.1%）の増となり、その主たる要因は、町営牧場育成舎外整備事業で6億8,700万円、美蔓地区国営かんがい排水事業繰上償還で5億7,100万円、総合スポーツセンター耐震改修事業で2億4,700万円、瓜幕バイオガスプラントの本稼動に伴う業務委託に1億3,100万円が加わったこと等によるものであります。特別会計につきましては、国保会計で2,000万円

(2.1%)の増、病院会計で1,100万円(1.4%)の増、簡易水道会計で1,100万円(9.7%)の増、下水道会計で8,900万円(36.1%)の増、介護保険会計で3,800万円(8.7%)の増、後期高齢者会計で100万円(1.7%)の減となり、特別会計全体では1億6,800万円(6.5%)の増となったところであります。全会計通算では16億600万円(17.7%)の増となっております。

歳入歳出の概要について申し上げます。町税につきましては、農業所得等の動向を勘案し、前年度当初予算比5.8%増の7億7,900万円を計上いたしました。地方財政計画等を勘案し、地方消費税交付金につきましては、同60.3%増の9,300万円、地方交付税につきましては、同5.4%減の25億8,000万円を計上いたしました。国庫支出金につきましては、瓜幕バイオガスプラント施設整備事業の完了に伴い、同35.4%減の2億6,000万円を計上した外、町債につきましては、瓜幕バイオガスプラント施設整備事業の完了に伴う減、及び臨時財政対策債の同11.8%減等を見込んだ上で、同123%増の13億4,900万を計上したところであります。なお、繰入金につきましては、美蔓地区国営かんがい排水事業繰上償還に伴う減債基金繰入増に加え、鹿追中学校のタブレット型パソコンや、こども園及び地域保育所の備品購入に「ふるさと寄附金基金」を繰り入れ、同144.9%増の8億500万円を計上する歳入予算となったところであります。歳出につきましては、経常経費はこれまで同様、新規事業を除き、前年度当初予算と同規模程度としたところであります。

次に、財政状況について申し上げます。本町の財政状況を示す各種財政関係数値は、引き続き健全性を維持しております。財政健全化法に基づく平成26年度の実質公債費比率は、前年度同様の7.5%であり、将来負担比率は0.7ポイント増のマイナス11.3%であります。また、平成26年度における経常収支比率は、前年度比3.7ポイント増の77.5%となりましたが、引き続き道内における健全性においては上位にあることであります。今後につきましても計画的で効率的な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

次に、まちづくり関係について申し上げます。第3次安倍改造内閣発足において「一億総活躍という旗を高く掲げ、内閣が一丸となって長年の懸案であった少子高齢化といった構造的課題に真正面から立ち向かい、新たな国づくりを力強くスタートさせるべき時が来た」として、東日本大震災からの復興の加速化や、国内総生産600兆円、希望出生率1.8%、介護離職ゼロの実現といった基本方針を決定をされております。このことに対応す

べく、本町では、鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略、鹿追町人口ビジョン2015を策定し、2060年（平成72年）将来人口を4,573人（社人研の推計よりも1,380人多い）に掲げ、安定した雇用を創出する、新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえる、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を掲げ、将来人口の減少を少しでも緩やかにする方策を講じてまいりたいと思っております。まちづくりを進めるためには、広報広聴の充実が不可欠でありますので、広報誌、地域マネージャー制度、ホームページ、主要懸案事項地区説明会、行政区長会議等、様々な機会を通じて、双方向の広報広聴を図ってまいります。移住・定住政策につきましては、積極的な情報発信を行うとともに、定住促進住宅建設奨励制度・賃貸住宅建設促進事業助成・民間賃貸住宅家賃助成制度を活用し、定住人口の増を図ってまいります。また、子どもや高齢者等の外出機会の創出、社会参加を促進するために、町内子ども地方路線バス利用助成や高齢者等タクシー券助成制度を引き続き実施をしてまいります。国際交流では、姉妹提携30周年を迎えたストニイプライン町と広く文化・人的交流を実施してまいります。また、鹿追町・ストニイプライン町住民長期滞在体験事業により、さらなる交流促進を図ってまいります。陸上自衛隊鹿追駐屯地維持拡充につきましては、「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）」に基づく防衛力整備とし、統合機動防衛力の構築に向け、引き続き防衛力整備を駐屯地所在自治体として努力する一方、駐屯地維持拡充と合わせて、隊員の住環境の整備等、議会、関係団体、町民皆さま及び警備地区のご理解とご協力をいただきながら強く運動を進めてまいります。地域間交流につきましては、「子ども宿泊体験交流協議会」を通し、町内児童の台東区への派遣事業を継続し、2月には東京都台東区から児童9名が本町を訪問し、地元小学生との交流、冬の体験活動を行いました。今後も、本州の高等学校の修学旅行生向け農村ホームステイ事業と合わせ、さらなる都市と農村の交流推進に努めてまいります。鹿追高等学校看護科誘致につきましては、看護師の実態把握のため、北海道が十勝圏地区の看護師需要調査を実施しており、看護教員養成につきましても、鹿児島県の視察及び報告（道及び道教委）を実施しており、今後も全力で実現に向け取り組んでいく所存であります。

町民課関係について申し上げます。町税につきましては、町民皆さまの高い納税意識に支えられまして、納税率は99%台を維持しております。付け加えて、27年度軽自動車税につきましては、18年ぶりに100%に達することができました。さらなる向上を目

指し、納税に対する理解を求めるとともに、税の理念である公正と公平を図るため、確実な課税と納税を推進してまいりたいと考えております。防災・防犯・交通安全・生活環境関係につきましては、地域住民の皆さまのご協力や各種団体との連携により、安心安全なまちづくりを推進してまいります。特に生活環境関係では、エキノコックスによる環境汚染対策として駆虫剤を散布し、病原菌を減少させることで住民への感染を防ぎ、居住環境を整えてまいります。ごみ関係では、町民皆さまのご協力とご理解の下、適正な分別処理がなされておりますけれども、最終処分場の延命化を図るため、ごみ減量化に向け、さらなる努力をしております。戸籍窓口関係につきましては、迅速かつ丁寧な窓口対応を心がけ、法令を遵守し、利便性の高い事務処理を目指すとともに、行政サービスの向上に努めてまいります。また、個人番号通知カードにつきましては、受け渡し率100%を目指す努力をしたいと思いますと考えております。

瓜幕支所関係について申し上げます。瓜幕地区の振興につきましては、ウリマックホールを核として、ライディングパーク、道の駅うりまく、うりまく夢創造館等各施設を活用しての自治活動やサークル活動、さらにはパークゴルフや乗馬体験・レッスン、馬に関する各種イベントなど、年間を通じての利用促進を図り、地域生活の活性化に努めてまいります。また、4月からライディングパークやゴルフ場の利用を無料とし、パークゴルフ場を気軽に利用していただくことで、町民皆さまの体力や健康増進を図ってまいりたいと考えております。地域より要望のありました、瓜幕駅舎記念広場のトイレ建設につきましては、本年度、電源立地対策交付金を活用して建設を計画しております。

農業関係について申し上げます。平成27年度の農業は、春耕期から収穫期まで概ね安定した天候に恵まれ、農作物や家畜にとって好条件の生産環境が続いたこともあり、農業生産額は史上最高となる214億5,200万円となりました。農業者皆さまのご努力と、関係機関の皆さまのご尽力に対して、改めて敬意を表する次第であります。環太平洋連携協定（TPP）は、交渉参加国の協定署名によりその内容が確定し、今後、国内における承認手続きが本格化をいたします。TPPの発効は概ね2年後と言われておりますが、国際競争を見据えた足腰の強い農業の確立が緊要と考えております。町内における推進事項について申し上げます。農政、畜産関係では、「総合的なTPP対策大綱」に基づく、国内農業の体質強化に向けた予算が重点配分をされているところであります。国、道及び関係機関団体と連携をとりながら、迅速な対応を図ってまいります。また、JAと連携し農業支援の継続と、新たに畜舎への鳥獣侵入防止対策の支援を行うなど、防疫関係についま

してもしっかりと取り組む所存であります。そうしたものを経ながら、経営の安定化と競争力強化の取り組みを推進してまいります。町営牧場の整備では、冬季の育成牛舎を増設し、生乳生産の増産体制を支援してまいります。瓜幕バイオガспラントにつきましては、4月から本格稼働を開始するとともに、余剰熱有効活用の方向を定めてまいります。また、中鹿追バイオガспラントで進められている水素実証事業につきましても引き続き協力してまいりたいと思っております。農業基盤整備につきましては、国営農地再編事業及び道営事業により、計画的かつ着実に整備を進めてまいります。また、国営美蔓かんがい排水事業の完了に伴い、本年4月より関係4町で畑地かんがい施設の維持管理を行うとともに、パークゴルフ場を中心とした貯水池周辺の整備を年次的に進めてまいります。さつまいもにつきましては、干しいもをはじめとする加工品の生産販売に取り組み、さらなる生産拡大につなげてまいりたいと考えております。新規就農につきましては、町、農業委員会、JA関係機関団体による検討機関を設け、そのあり方について今後協議を進めるべく、開始をしたいと考えております。

農業委員会の所掌する事務について申し上げます。農業・農業者の公的代表機関として、農地の確保と有効利用、意欲ある担い手の育成、確保等、農業経営の支援に向けて関係機関と一体となって農地行政を推進してまいります。農地の確保、有効利用につきましては、農地の効率的な利用を図るために、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づく農地の権利移動、利用調整を進めてまいります。平成26年度より実施をしております農地中間管理事業に関しましては、農業者にとって有効利用が図られるものであることから、本年も引き続き取り組んでまいります。交換分合事業につきましては、農地を集約し、農作業の効率化を図るため継続して取り組み、農地の調査及び調整に努めながら、次期地区の選定など計画的に進めてまいる所存であります。新たな取り組みといたしましては、就農したい方々に対する支援をどのような方法で具体化していくのか、関係機関や諸団体の皆さまと十分協議させていただきたいと考えております。また、農業や農地に関する相談や、農業者の生活の安定と福祉の向上を図るために、引き続き農業者年金の加入促進を図ってまいります。また、近年酪農の拡大における飼料不足等が懸念をされているわけでありますけれども、これらについては本町にある山林等を含め、草地としての改良等ができる、<sup>かいぼ</sup>開破ができるものについての基礎的なデータを得るべく、今農業委員会と話し合いを開始をしたところであります。

保健福祉関係について申し上げます。住み慣れた地域社会の中で、誰もが自らの生活形

態を選択しながら、生きがいを持ち、安心して生活できるよう鹿追町総合戦略の基本的視点である「若い世代の結婚・出産・子育ての希望の実現」及び「超高齢化社会を見据えた地域の構築」を踏まえた福祉行政を進めてまいります。子育て支援の推進といたしましては、核家族化、少子化等により子育て家庭にかかる負担の軽減を図る施策を進めてまいります。特に、特定不妊治療費助成の拡充や、エコー検査も含めた妊婦一般健康診査受診料の全額負担を行うなど、妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策を展開してまいります。また、平成28年4月1日から北海道において定期接種となる日本脳炎の予防接種について全額補助を実施してまいります。高齢者福祉・介護保険事業につきましては、第6期鹿追町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の2年目となり、制度の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、鹿追町に適した地域包括ケアシステムの構築に向け、認知症のサポート体制等、医療機関、介護施設、社会福祉協議会と連携をしながら安全、安心な地域社会づくりに努めてまいります。国民健康保険事業、後期高齢者医療制度につきましては、継続的な健康管理事業の推進により、医療費の抑制に取り組み、適正な医療保険の運営に努めてまいります。保健事業につきましては、特定健康診査をはじめ、各種検診の受診向上に努め、未受診者対策に引き続き力を入れてまいります。また、検査データと生活習慣の内容の分析を進め、個々の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健指導を実施し、町民皆さまの健康づくりに努めてまいります。特定健診につきましては、特に27年度については、目標を50%と定めて今実施をしているところでありますけれども、目標が達成される見込みでありますので、28年についても町民皆さま方の協力を心からお願いをする次第であります。

子ども・子育て関係について申し上げます。幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、生活や遊びといった直接的かつ具体的な体験を通して、情緒的、知的な発達とともに社会性を涵養し、より良く生きるための基礎を獲得していくものであります。こども園、保育所では、未来を担う子どもたちのために、質の高い幼児教育と保育機能を維持し、バランスを保ちながら、幼児の自立に向けて健やかな成長を支える役割を果たしてまいります。また、働きながら子育てをしている親にとって心配なことは、子どもが病気の時の対応であり、子どもの病気回復期の保育ニーズの高まりに対応して、子どもが安心して静養のできる病後児保育を、全町を対象に実施いたします。子育て支援センターにつきましては、妊婦から乳幼児の親子が気軽に集い、サークル活動や季節の行事を通して保護者同士の交流、育児相談ができるふれあいの場を提供してまいります。発達支

援センターにつきましては、子どもの成長や発達に不安がある家庭に相談支援を実施し、専門機関との連携を図り、必要に応じて一人一人の子どもに合った療育支援を行いたいと考えております。

商工観光関係について申し上げます。観光客の入り込み数は、前年度から微増の81万人に達する見込みであります。要因としては、近年の外国人観光客の入り込みが増えたことが考えられ、また、今年度の北海道新幹線開通に伴い、さらなる入り込み増が期待されております。引き続き観光インフォメーション機能を活用し、観光客入り込み数100万人構想の実現を目指してまいります。一方、本町の観光資源の一つであります然別湖の園地整備につきましても、昨年引き続き事業を進めてまいります。商工業につきましては、地域における雇用の安定と拡大、そして町民の消費を促すなど、重要な役割を担っていることから、企業支援や商工会との連携により地域経済の繁栄と雇用の安定を推進いたします。また、昨年はチョウザメ飼育施設の増設も行い、現在1千尾を飼育しております。今後、安定的に町内の飲食店へ出荷をすることで、新たな産業創出を進めてまいります。また、企業振興条例につきましても、将来における条例整備を進めて、本町の企業がさらに増加推進されるように検討に入ったところであります。また、特定外来生物であるウチダザリガニの駆除につきましては、昨年度、過去最高の駆除成果があり、今年度も環境省と町が一体になっての駆除を行いたいと考えております。これには職員を雇用し、繁殖期に集中駆除を実施し生態系の保全も図ってまいり所存であります。マンゴー栽培につきましては、若者の夢の事業であります。引き続き支援をしてまいります。

ジオパーク関係について申し上げます。昨年11月、パリで開催されたユネスコ総会において、世界ジオパークネットワークの活動がユネスコの正式事業となり、ジオパークの知名度向上が期待をされております。今後も、ネットワークに加盟する地域との連携を深めながら、とがち鹿追ジオパークの推進に努めてまいります。さらに、鹿追町を訪れる方々がジオパークを存分に楽しめるよう、ジオパークの整備や看板の設置、ジオツアーやジオ講座の開催、ジオサポーター制度による地域との連携強化等を図り、受け入れ態勢の充実に努めてまいります。

建設関係及び公園・花関係について申し上げます。道路関係につきましては、四季を通じて安心、安全に通行していただけるように適切な維持管理に努めるとともに、改修、改善を順次進めてまいります。また、橋梁等道路構造物につきましても長寿命化対応を進めてまいります。街路灯のLED化に関しても、国の事業の取り込みを図りながら進めてま



いりたいと考えております。国道関係につきましては、274号「瓜幕事故危険区間」事業の早期の完成を目指し、国、地域と連携し、促進を図ってまいります。道道関係につきましては、道道鹿糠線、然別湖畔周辺の未改良狭隘<sup>きょうあい</sup>部分の早期着手を目指し、要望活動を行なってまいります。住宅関係につきましては、昨年度見直しを行なった長寿命化計画を基に、老朽化住宅の用途廃止、解体による住環境の整備と良質なストック形成及び維持に努めてまいります。公園関係につきましては、町民が安心して憩えるような清潔感のある公園づくりを目指してまいります。鹿追パークにつきましては、町民の認知を高めるとともに、四季を通じて楽しんでいただけるような企画を充実させてまいりたいと考えております。しかりべつ川公園パークゴルフ場につきましては、今年度より無料開放し、より多くの町民皆さまにパークゴルフに親しんでいただき、利用者の健康増進につなげてまいりたいと考えております。花関係につきましては、組織の充実と活性化を目指し、積極的な情報発信と新会員の発掘に努め「花による美しい街と豊かな景観づくり」の推進を図ってまいります。上下水道関係につきましては、安心して利用いただける水の供給のために、水質の維持管理に努めてまいります。また、下水道に関しましては、町民皆さまが快適で清潔な生活環境を得られるように、個別排水処理施設設置事業の継続を図ってまいります。

消防関係について申し上げます。昨年は、相次ぐ台風や集中豪雨により、関東・東北地方で大規模な水害や土砂災害が発生し、道内においても高潮等による冠水被害に見舞われました。さらに、大規模な地震の発生が危惧されるところであります。本町におきましても、昨年夏に実施をいたしました「鹿追町総合防災演習」を踏まえ、消防団、自主防災組織、防災関係機関並びに地域防災委員と連携しながら、地域防災力の向上に精力的に努めてまいります。また、4月1日からは十勝圏広域消防がスタートいたします。各市町村並びに関係機関がより一層連携を密にして、広域的消防防災体制の充実と強化、消防活動能力のさらなる向上に取り組んでまいります。今後とも、各種災害に迅速かつ的確に対応し、災害に強く安全に暮らせるまちづくりを推進してまいります。

学校教育関係について申し上げます。教育につきましては、平成26年法律第76号で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改訂がございまして、鹿追町の総合教育会議設置要綱により、平成28年4月より、これに移行して運営をしてまいる所存であります。なお、その際にあつては教育委員会と十分連携を図りながら万全を期する所存であります。学校教育関係について申し上げます。社会が急激に変化する中で、持続的に発展し、本町の地方創生を実現していくためには、地域の発展に主体的に貢献できる人材の育

成が不可欠であります。故郷としての鹿追を大切に作る心とともに、自立して生き抜くために必要な学力やコミュニケーション能力を培う教育環境づくりを進めてまいります。文部科学省研究開発学校として第5期目の指定を受け、認定こども園等の5歳児から高校3年生まで一貫した英語教育等を進め、特色ある幼小中高一貫教育を進めてまいります。また、高度情報化に対応した人材育成を図るため、中学校の生徒全員と教員に1人1台タブレット型パソコンを整備するとともに、鹿追高校のストニィプレイン町への短期留学派遣等については、今後も継続をして実施をする予定であります。

社会教育について申し上げます。高齢社会が進む中、子どもから高齢者まで、各年代に応じた学習活動が継続的に行われるよう、生涯学習の中核施設である町民ホール等を核にし「いつでも、どこでも、だれでも」自由に楽しく学べる環境の充実を図ってまいります。図書館事業につきましては、開館30周年読書フェスティバルを開催し、町民の読書活動を促進してまいります。また、各学校との連携を密にし、読書離れが進む子どもたちに読書の楽しさを気付かせ、習慣付けを行うなど、図書館事業の充実を図ってまいります。神田日勝記念美術館につきましては、特別企画展「神田日勝と北海道の独立美術」を開催し、独立展をキーワードに神田日勝の同展出品作を集め、その画業を辿るほか、広島県尾道市立美術館との交換展を行い、関西以西では初となる「神田日勝展」を開催をする所存であります。スポーツ振興につきましては、健康で生きがいのある生活を送るために「町民ひとり1スポーツ」を目指し、各スポーツ団体等との連携を強めながら教室や大会を開催いたします。また、総合スポーツセンターの耐震改修工事を進め、利用者にとって安心・安全な施設の運営を図ってまいります。

町立国保病院関係について申し上げます。町立病院の運営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にありますが、当病院では通常診療に加え、夜間診療や専門科診療を継続して実施し、疾病予防、治療、リハビリを効果的に結びつけ、町民皆さまが安心して生活できるように、信頼される病院を目指していきたくと考えております。

以上、平成28年度町政執行方針について私の所信を申し上げます。わが国の人口減少が地方自治体の存続に大きな影響を及ぼし、地方の福祉や医療を守れないと危惧される一方、基幹産業の農業はTPPの影響も未だ不透明であり、国の対策も十分示されていない中での予算編成となりましたけれども、掛かる今日的諸情勢を踏まえ、限りある財源を町民の幸せのために職員一丸となって努力をいたしますので、議員各位のご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げまして執行の方針説明を終わらせていただきます。ありが

とうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで、町長の町政執行方針の説明は終わりました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程6

教育行政執行

○議長（埴淵賢治）

日程6、教育行政執行方針の説明を行います。臼井あや子教育委員長。

○教育委員長（臼井あや子）

平成28年第1回鹿追町議会定例会の開催にあたりまして、教育委員会所管行政の執行に関する方針について申し上げます。教育は国家百年の大計であります。未来を拓き住みよい社会、心豊かな鹿追町を創っていく原動力となるのは、人であり知恵であります。将来、よき社会人として鹿追町を担い、また、北海道や日本、そして世界に羽ばたく子どもたちがふるさと鹿追を愛し、知・徳・体のバランスの取れた成長をとげ、変化の激しい社会をたくましく生き抜いていく力を身に付けることができるよう教育環境づくりに努め、「鹿追の子は、鹿追で育てる」という自覚のもと、本町の教育行政に全力を尽くしてまいる決意であります。

最初に、学校教育の推進について申し上げます。変化の激しい社会を生きていくため、確かな学力を育み、自立した生き方を身につけるための学校教育の充実を図るべく、1点目は「学力・体力の向上」について、2点目は「道徳の充実」について、3点目は「信頼される学校づくり」について、4点目は「幼小中高一貫教育の推進」について申し上げます。まず、「学力・体力の向上」について申し上げます。昨年度の全国学力学習状況調査の結果では、小学6年生に関しては全道平均とほぼ同様の結果となりましたが、国語と算数の一部に全国平均と差が見られました。また、中学3年生に関しては数学の一部を除き、全国平均とほぼ同様の結果となり、過去3カ年の結果と比較すると、小中学校とも学力の向上が見られます。学習状況の結果では、「1日の家庭学習時間の短さ」、「本離れ」等の課題もあり、結果分析をもとに学校改善として学力の向上のための具体的な方策に取り組ん

でまいります。体力の向上については、全国体力・運動能力の調査結果では、小学生は昨年度と同様に全国平均を大きく上回る結果でしたが、中学生男子は運動習慣が少ないと推測される結果となり、今後、体育・保健体育科の授業はもとより、日常において体力の向上が図られるよう努めてまいります。また、子どもたちの健康保持増進の取り組みとして進めておりますフッ化物洗口は、一人あたりの虫歯本数が年々減少してきており、引き続き進めるとともに、安心安全な給食を提供してまいります。2点目は、「道徳の充実」について申し上げます。近年、生命を大切にする心や思いやりの心などの倫理観や規範意識、社会性の育成などが十分でないとの指摘がなされており、学校、家庭、地域が十分連携を図り、子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育む道徳教育の充実がますます重要になっています。学校教育においては、人間として調和のとれた育成を目指して、子どもの発達段階に応じた心に響く道徳教育を展開し、児童生徒の内面に根差した道徳性の育成を図ってまいります。3点目は、「信頼される学校づくり」について申し上げます。地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校には保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力していくことが求められていますと同時に、保護者や地域住民が、学校とともに地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要です。そのため、学校が地域や子どもたちの実情に応じて主体的に創意工夫のある教育活動を展開し、保護者や地域住民の参画しやすい環境を整え、学校評議員制度を通じ、学校が組織的・継続的にその運営の改善を図ることにより、信頼される学校づくりを進めてまいります。4点目は「幼小中高一貫教育の推進」について申し上げます。本町は、平成15年度から文部科学省の研究開発学校の指定を受け、小学生から高校生までの一貫したカリキュラム研究を進めてまいりました。昨年度、第5期目の研究開発学校の指定を受けましたが、認定こども園等の5歳児も含む、英語を基本とした国際理解教育の確立とともに、国内でも先進的に進めていますバイオガスプラントや、とちろ鹿追ジオパーク等の貴重な自然等を学び、13年間の一貫した教育の推進と教育課程の改善・充実に努めてまいります。

次に、社会教育の推進について申し上げます。平成25年度から平成29年度を期間とする「第3次鹿追町生涯学習中期計画」が4年次を迎え、計画の理念である「自ら学び行動する心豊かな人づくり」のため、地域資源を活かし、町民のみなさん一人一人の生涯にわたる学習意欲を高め、豊かな心と自立の力を育て、人と人が連携するまちづくりを進めてまいります。具体的には、活動の核となる町民ホール等施設の活用と、町民主体性が発

揮される学習機会の創造を促し、学習の成果が新たな学習要求への連鎖を生み出すような学習と実践の循環が生まれるよう進めてまいります。個別施策の取り組みでは、家庭教育につきましては、昨年より進めてまいりました「鹿追すくすく運動」を継続して行い、学ぶための土台である生活習慣の向上を目指し、豊かな心を育むため、学校・家庭・地域が連携した取り組みを支援いたします。少年教育につきましては、少年期は社会性や人間性の形成に大変重要な時期で、心身の基礎を培う行動や心身を向上させる活動が重要であり、本町の特性を活かした多様な体験活動を通して責任感や協調性、他人を思いやる心を育てる事業などを地域子ども会育成連絡協議会等の協力を得て進めてまいります。青年教育につきましては、青年期はより豊かな社会性を身につけるなど、郷土の担い手としての資質を身につける大切な時期でありますことから、ピュアモルトクラブを中心に幅広い交流と学習機会の充実や自己実現へ向けた積極的な社会参加を推進し、自立の精神が築かれるよう青年教育の充実を図ります。成人教育につきましては、学校教育で習得した知識や技能をもとに、社会人となってからも「学び」を継続し、一人一人が豊かで充実した人生を送られるよう、学習者のニーズに対応した様々な学習機会の充実を推進します。また、女性の知恵と熱意で、明るく豊かなまちづくりをめざし実践している女性まつりやボランティア活動などの支援を進めてまいります。高齢者教育につきましては、生涯健康で生きがいのある生活を送れるよう高齢者教育の充実を図ります。また、長年培われてきた豊富な知識や技能を地域に活かせる場を確保し、社会貢献やまちづくり等への参加を促します。芸術と文化につきましては、各文化団体との連携を深め、日頃の学習成果を発表できる機会を創出します。また、芸術鑑賞事業等、広く芸術文化に接する機会の充実も図りながら芸術文化活動の推進に努めます。神田日勝記念美術館につきましては、特別企画展や常設展・各種展覧会事業などを実施し、優れた美術作品を展示公開することにより、芸術鑑賞の機会を提供します。また、学校と連携し、郷土学習の一環として「神田日勝」についての学習を推進します。図書館につきましては、読書活動の推進拠点施設として、幼児から高齢者までが充実して利用できる学びの環境を整備するとともに、学校との連携により子どもたちの読書活動の充実を図ります。文化財保護につきましては、「郷土鹿追」の文化財や資料の保存に努め、文化財保護活動を推進します。また、郷土資料室や郷土資料保存館を活用し、生活様式の変化や歴史風土の変遷を知る機会を充実します。スポーツ振興につきましては、町民ひとり1スポーツを推進し、「いつでも、どこでも、だれでも」スポーツを行うことができる環境の整備に努めます。また、スポーツ活動を普及促進するために、指導

者の養成を行い、体育連盟やスポーツ少年団等と連携しながら各種教室や大会を通して、子どもから高齢者までが楽しく健康維持と体力増進の活動ができる場の提供に努めます。以上、教育行政に関する主要施策について申し上げましたが、教育の政治的中立性や、教育の継続性・安定性を大切にするとともに、町長部局との連携を一層深め、子どもたちの成長や町民の学びの視点から議論を深め、教育行政を進めてまいりますので、町理事者、町議会、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、平成28年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

○議長（埴淵賢治）

これで、教育委員長の教育行政執行方針の説明は終わりました。

---

日程7 議案第10号 鹿追町行政不服審査会条例の制定について

日程8 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程7、議案第10号、鹿追町行政不服審査会条例の制定について、日程8、議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上、2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第10号、鹿追町行政不服審査会条例の制定について、議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、関連がありますので一括してご説明させていただきます。はじめに、提案理由をご説明いたします。行政不服審査方が改正され、行政庁の処分に不服がある場合には審査請求をすることができ、地方公共団体の長に対しての場合は、地方公共団体は行政不服審査法の規定により審議員を指定し、諮問する第三者機関を設置しなければならず、また、組織及び運営に関し必要な事項は条例で定めるとされており、必要となる条例の制定と関係する条例の一部につきまして、文言等の整理をご提案するものでございます。はじめに、議案第10号、鹿追町行政不服審

査会条例の制定についてご説明いたします。鹿追町行政不服審査会条例を次のとおり制定するといたしまして、条例は、本文が10条、附則2項により構成されており、第1条は条例設置の趣旨について、第2条は名称について、第3条は所掌事務について、第4条は組織について、第5条は委員について、第6条は委員の守秘義務について、第7条は会長について、第8条は会議について、第9条は庶務について、第10条は委任についてそれぞれ規定をされております。次に、附則第1項は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとし、第2項は準備行為の規定であり、第5条第1項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、条例施行前においてもすることができるものであります。次に、議案第11号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するといたしましては、条例は本文が7条、附則1項により構成されており、第1条は、鹿追町情報公開条例の一部改正であり、第18条は、審査会への諮問の規定であり、第1項各号列記以外を開示決定等または開示請求に係る不作為について行政不服審査法による不服申立てがあった時は、当該不服申立てに対する裁決をすべき実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鹿追町情報公開審査会に諮問しなければならないに改め、第2号中「決定で、不服申し立てに係る開示決定等を取り消し又は変更し、」を「裁決で、不服申し立ての全部を容認し、」に改め、第2項を第3項としまして、新たに第2項としまして、前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は適用しないを加えるものであります。次に、第2条は、鹿追町個人情報保護条例の一部改正であり、第33条は、不服申し立てに関する手続きの規定であり、第1項から第3項までを全文を改正するものであります。第3条は、鹿追町行政手続条例の一部改正であり、第3条は、適用除外の規定であり、第11号中の「異議申し立て」を削るものであります。第4条は、鹿追町町税条例の一部改正であり、第18条の2は、災害等による期限の延長の規定であり、第1項中「不服申し立てに」を「審査請求に」に改めるものであります。第5条は、鹿追町固定資産評価審査委員会条例の一部改正であり、第4条は、審査の申し出の規定であり、第2項第1号中の「住所」の次に「又は居所」を加え、2号、3号、4号をそれぞれ繰り下げて、新たに第2号としまして、審査の申出に係る処分の内容を加え、同条第3項中の「住所」の次に「又は居所」を加え、根拠法令を「行政不服審査法(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、新たに第6項といたしまして、審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面

でその旨を委員会に届けなければならないを加えるものであります。第6条は、書面審議の規定であり、第3項を第4項としまして、第2項ただし書きを削り、同項を第3項としまして、新たに第2項及び第5項を加えるものであります。第11条は、決定書の作成の規定であり、第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に以下の第1号から第4号を加えるものであります。第6条は、鹿追町手数料徴収条例の一部改正であり、第1条は条例の趣旨の規定であり、「徴収する手数料」の次に「及び行政不服審査法の規定に基づき、その事務について徴収する手数料について」を加え、第3条は、納付の規定であり、「しなければならない。」の次に、以下の条文及び別表第2条関係に37、38としまして、新たな手数料を加えるものであります。第7条は、報酬および費用弁償支給条例の一部改正であり、第2条は、報酬等支給する条例委員の規定であり、「並びに換地委員会委員」を「、換地委員会委員並びに行政不服審査会委員」に改め、別表第2条に行政不服審査会委員の報酬を加えるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町行政不服審査会条例の制定について、行政不服審査会法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括してご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号及び議案第11号については、新規条例の制定であるため、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、議案第10号及び議案第11号については、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

日程9 議案第12号 鹿追町職員の再任用に関する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）



日程9、議案第12号、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第12号は、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。市町村における再任用制度は、平成13年度から公的年金の基礎相当部分の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられ、さらに平成25年度以降は、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に65歳へと引き上げられ、雇用と年金を確実に接続するため、現行の定年年齢を維持した上で、働く意欲と能力のある職員を最長65歳まで改めて再雇用することができる再任用制度が導入をされております。これらの状況を鑑み、体制を整える必要があることから、条例の制定をご提案申し上げるものでございます。鹿追町職員の再任用に関する条例を次のとおり制定するをいたしまして、本文が5条、附則3項により構成されており、第1条は条例の趣旨について、第2条は定年退職者に準ずるものについて、第3条は任期の更新について、第4条は任期の末日について、第5条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に、附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとし、第2項は、任期の末日に関する特例の規定であります。第3項は、職員の定年等に関する条例の一部改正であります。以上、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定についてをご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田議員。

○9番（吉田稔）

この再任制の必要性というのかな。社会環境が変化してきて13年から今説明あったとおりでありますけれども、そういった流れの中で、鹿追的な部分において、その社会環境、社会情勢の変化に伴ってということがあるとすればね、その辺の任用する条例が必要になったそのものについての背景があればご説明をいただきたい。

○議長（埴淵賢治）

大井総務課長。

○総務課長（大井和行）

特段ですね、こういう事情がありましたから今回条例提案をさせていただくということではないんですが、今、副町長の提案説明の中で、平成13年から各自治体、当然国家公

務員もそうなんですが、各自治体で制度の導入をしていこうというようなこともございまして、ご承知のとおり、地方公務員自治法で各町村との均衡を保ちなさいというようなこともございまして、今回提案をさせていただくというようなことで、実際、どこの町村も条例化はしたけれど、運用の面でどういう形でやっていくかということで、今後、今もご提案説明させていただきましたけれど、すでに昨年度から61歳にならなければ年金が支給されないと、以降、附則の中でも謳っておりますけれども、62歳、63歳、64歳という形で、無年金の状態が1年、2年、3年、4年というふうに延びていくという、そういう年金制度になってきておりますので、まずは条例化させていただきまして、運用の面につきましては、なかなか本町については実態は難しいかと思っておりますけれども、いずれにしても、すぐ運用ができるような状態にしておきたいということでのご提案でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第12号については、新規条例の制定であるため、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、議案第12号については、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

---

#### 日程10 議案第13号 鹿追消防会館条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程10、議案第13号、鹿追消防会館条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第13号は、鹿追消防会館の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。消防会館の管理につきましては、これまで北十勝消防事務組合の条例により実施されておりましたが、本年4月1日からとちろ広域消防事務組合がスタートすること

によりまして、消防団をはじめ、消防会館につきましても所在の町において管理することとなるため、必要となります条例を整備するためご提案を申し上げます。鹿追消防会館設置条例を次のとおり制定するをいたしまして、条例は本文が13条、附則1項により構成されており、第1条は条例設置の目的について、第2条は名称及び位置についてであり、詳細につきましては別表1のとおりとなっております。第3条は使用の範囲について、第4条は使用の許可について、第5条は使用の制限について、第6条は使用料についてであり、詳細は別表2のとおりとなっております。第7条は使用料の減免について、第8条は使用料の還付について、第9条は使用者の遵守事項について、第10条は使用許可の取り消し等について、第11条は原状の回復について、第12条は損害賠償について、第13条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとするものであります。以上、鹿追消防会館条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号については新規条例の制定であるため、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、議案第13号については、総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

---

日程11 議案第14号 鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程11、議案第14号、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第14号は、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。国営・道営事業といたしまして、美蔓地区畑地かんがい用水施設が平成27年度をもちまして完成し、28年度からは施設の維持管理につきまして受益を受ける鹿追町、音更町、清水町、芽室町の4町において実施することになります。このため、畑かん施設の設置及び管理運営に関しまして必要な事項を条例で定めるためご提案を申し上げます。鹿追町美蔓地区畑地かんがい排水施設設置等に関する条例を次のとおり制定するとして、条例は本文が12条、附則1項により構成をされており、第1条は条例の目的について、第2条は名称及び用水区域について、第3条は使用者について、第4条は施設の使用申請及び許可等について、第5条は畑かん施設の使用許可の変更について、第6条は畑かん施設利用の中止について、第7条は使用者の責務について、第8条は原因者負担について、第9条は使用料の徴収について、第10条は使用料の納入についてであり、詳細につきましては、別表第10条関係のとおりであります。第11条は使用料の免除等について、第12条は委任についてそれぞれ規定をしております。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なし認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第14号については、新規条例の制定であるため、産業厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、議案第14号については、産業厚生常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定しました。

---

日程12 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程13 議案第16号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程12、議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程13、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑・討論を行い、議件毎に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について一括説明させていただきます。はじめに提案理由を申し上げます。地方公務員法の一部が改正され、平成28年4月1日から施行されますことから、地方公務員法第25条第4項及び第5項に規定された給与表には、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に基づく等級毎に明確な給料額の幅を定めていなければならないことと、行政不服審査法及び鹿追町職員の再任用に関する条例により一部改正を行うものでございます。改正内容についてご説明いたします。はじめに、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。第1条は条例の目的の規定であり、根拠法令であります地方公務員法の規定を第24条第6項から第24条第5項に改め、第3条は、給料月額決定についての規定であり、第2項中「その分類の基準となるべく標準的な職務の内容は、規則で定める。」を「内容は、別表1に定める等級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で、規則で定めるものは、それぞれ職務の等級に分類されるものとする。」に改め、第4条は初任給、昇給の基準についての規定であり、第9項を第10項といたしまして、新たに第9項としまして、再任用職員の規定を加えるものであります。次に、第4条の次に第4条の2としまして、再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を加え、第5条は給料の支給についての規定であり、第1項中の文言を整理するものであります。第10条の3は通勤手当についての規定であり、第1項の次に、ただし、再任用職員の支給については、別に定める。を加え、第13条は時間外手当の規定であり、

第1項第1号中の「除く。」の次に「次項において同じ。」を加え、第2項から第4項をそれぞれ1項繰り下げ、新たに第2項としまして、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当の規定を加えるものであります。第19条は期末手当の規定であり、3項、4項をそれぞれ1項繰り下げ、新たに第3項としまして、再任用職員に対する規定を加えるものであります。第19条の3は、期末手当の支給についての規定であり、第3項中の「行政不服審査法第14条又は第45条」を「第18条」に改めるものであります。第20条は、勤勉手当の規定についてであり、第3項から第5項をそれぞれ1項繰り下げ、新たに第3項としまして、再任用職員に対する規定を追加するものでございます。第22条は、専従休職者の給与についての規定であり、第22条の1、再任用職員についての適用除外及び第22条の2、臨時職員等の給与を加えるものであります。次に、別表を次のように改めるといたしまして、再任用職員以外の職員と再任用職員の行政職給与表を加えるものであります。次に、別表の次に別表1、等級別基準職務表を加え、1級から6級の職務に対する職務の内容を規定するものでございます。附則につきましては、施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

次に、議案第16号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。学校教育法の一部を改正する法律により、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、平成28年4月1日から施行されること及び鹿追町職員の再任用に関する条例により、条例の一部を改正する条例をご提案するものでございます。改正の内容をご説明いたします。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するをいたしまして、第1条は目的の規定であり、根拠法令であります地方公務員法の24条第6項を24条第5項に改め、第2条は1週間の勤務時間についての規定であり、第3項を第4項としまして、新たに第3項としまして再任用短時間勤務職員の規定を加えるものであります。第3条は、週休日及び勤務時間の割り振りについての規定であり、第1項に再任用短時間勤務職員についての規定を加えるものであります。第4条は、同じく週休日及び勤務時間の割り振りについての規定であり、第2項中前段の「従った週休日」の次に「、再任用短時間職員にあっては8日以上週休日」を加えるものであります。第8条の2は育児又は介護を行う職員の早出、遅出勤務の規定であり、第1項第2号中の「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加えるものであります。第12条は年次有給休暇についての規定であり、「育児短時間勤務職員等」の次に「及び再

任用短時間勤務職員」を加え、第19条は非常勤職員の勤務時間、休暇等についての規定であり、「非常勤職員」の次に「(再任用短時間勤務職員を除く。)」を加えるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第16号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時からといたします。

休憩 11時59分

再開 13時00分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで報告をいたします。野村英雄代表監査委員が所用のため欠席の旨の届け出がありました。報告に代えさせていただきます。

---

日程 1 4 議案第 1 7 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程 1 4、議案第 1 7 号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 1 7 号は、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由をご説明します。過疎地域内において、一定額以上の特別償却設備を新設または増設した中小企業における製造業等につきましては、過疎地域自立促進特別措置法及び過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例により課税免除を受けられることとなっておりますが、過疎地域自立促進特別法の数次にわたる執行期限の延長により、現行法の有効期限は平成 3 3 年 3 月末日となっております。同様に、条例の期限を延長するためご提案申し上げるものでございます。改正内容についてご説明いたします。過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第 2 項は、効力を失う期限の規定であり、平成 2 8 年 3 月 3 1 日を 5 年間延長しまして、平成 3 3 年 3 月 3 1 日に改めるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。以上、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第17号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第17号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程15 議案第18号 鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

日程16 議案第19号 鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について

日程17 議案第20号 鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程15、議案第18号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について、日程16、議案第19号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について、日程17、議案第20号、鹿追町民間賃貸  
住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件については関  
連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑・討論を行い、議件毎に採決を行  
いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上3件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第18号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について、議案第19号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定について、議案第20号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について、一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げ

ます。ただいまの条例は、それぞれ平成27年度末を時限としておりますが、持ち家住宅奨励制度、賃貸住宅建設促進、家賃の一部助成の効果、また継続の要望等々勘案いたしまして、1年間延長したく提案申し上げるものでございます。はじめに議案第18号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容をご説明いたします。鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は条例の執行期限を定めており、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、1年間延長するものでございます。次に、附則は条例の施行期日であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第19号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は条例の執行期限を定めており、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、1年間延長するとするものでございます。次に、附則につきましては条例の施行期日であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第20号は、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は条例の執行期限を定めており、「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、1年間延長するとするものでございます。次に、附則につきましては条例の施行期日であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。以上、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括して説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。9番、吉田議員。

○9番（吉田稔）

判断材料の一つとして、今までこの条例、18、19、20それぞれの部分で申請があつて、それを利用されている人方が27年度含めて多岐にわたると思うんだけど、申請があつた件数と、それと申請が受理された部分、受理されなかった部分もあるかなとい

うふうに思うんだけど、それら等々についてまずご説明をいただきたい。

○議長（埴淵賢治）

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺利信）

吉田議員さんからの質問にお答えしたいと思います。3件今回ありまして、今回定住促進の方は平成13年度からスタートしておりまして、現在27年度途中でございますが337件の申請がございました。申請の受理については、申請が上がって完成してということでございますので、途中で設計変更等があるのもありますし、建設する予定が途中でやめたという、キャンセルしたケースも過去に何度かあったというふうに思っております。ただ、ほぼ全てが申請通りに決定しております。平成27年度の申請件数、今日まででございますが31件でございます。累計で鹿追町が定住に関して出した補助金は2億3,196万3千円という累計数字になってございます。

○議長（埴淵賢治）

ほかありませんか。渡辺企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺利信）

申し訳ございません。賃貸住宅の方につきましては、平成15年度からスタートをしております。現在94戸、補助金額で4,542万4千円が交付されております。平成27年度につきましては3戸が申請しております。3戸とも交付されている状況でございます。続きまして、民間賃貸住宅の家賃助成でございます。この制度につきましては、平成24年度からスタートしております。現在までに74件の申請がございました。合計375万5千円の支払額でございます。平成27年度につきましてはまだ上期ということで、下期が3月まででございますので、まだ下期はでておりませんが、上期が7件ということでございます。賃貸住宅の家賃助成につきましては、所得要件に係わっていることがございますので、申請を受けても所得要件のクリアしてない方がいらっしゃいますと、その方は対象外という形になります。あと、住んでいる人全員に家賃助成を行なってくださいということで文章を入れさせていただいておりますが、中にはなんかわからなくて申請をしていない方も中にはいらっしゃる状況でございます。今回、今年になりましてから、3月ですね、なってから家賃助成を受ける対象になるだろうと思われる対象者全員に申請用紙と要綱を書いた書類を郵送している状況でございます。

○議長（埴淵賢治）

9番、吉田議員。

○9番（吉田稔）

特に20号の民間の賃貸住宅ね、これなかなか啓蒙の部分でミスマッチもあろうかなというふうに思うんだけど、今課長がおっしゃってた、そういった該当する方にダイレクトでそういうやり取りをするということについてはね、今後そういうことを進捗させていきたいなというふうに思いますんで、なかなかこの制度、そのもの自体も知り得てない人、またそういった事業主等々も賃貸をやっておられる方々も、なんか規定の部分で3戸以上と言ったかな、5戸か、なかなかそのマッチングしない部分もあったりしてね、もうちょっと緩やかにしてほしいというお話も聞くところもあるんでね、それら等々含めてまた新年度に対してお伺いをする件も出てくるかと思えますんで、これは答弁いりません。

○議長（埴淵賢治）

答弁はよろしいですか。

○9番（吉田稔）

はい。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第18号、鹿追町定住促進住宅建設奨励に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第19号を採決します。この採決はこの採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第19号、鹿追町賃貸住宅建設促進事業助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第20号、鹿追町民間賃貸住宅家賃助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程18 議案第21号 鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程19 議案第22号 鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程18、議案第21号、鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程19、議案第22号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑・討論を行い、議件毎に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第21号、鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので一括説明させていただきます。提案理由を申し上げます。これまで、パークゴルフは高校生以下を除く町民及び小学生以上の町外者は、それぞれ有料で利用していただいておりますが、健康及び福祉の増進、利用者の拡大などを目的としまして無料といたしたくご提案申し上げるものであります。はじめに、議案第21号、鹿追町ライディングパー

ク設置条例の一部を改正する条例の制定について、改正内容についてご説明いたします。鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を次のように改正するといたしまして、別表第4条関係は、使用料及び占用料を定めたものであり、パークゴルフの項目のうち、パークゴルフ用具を除く部分を削るものであります。附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。

次に、議案第22号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定について改正内容をご説明いたします。鹿追町公園条例の一部を次のように改正するといたしまして、別表第2は、条例第3条に規定する使用料及び占用料を定めたもので、パークゴルフの項目のうち、パークゴルフ用具を除く部分を削るものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上で、鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを一括説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。8番、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

パークゴルフ無料にするということは、私は賛成であります。この中で、パークゴルフの用具の貸し出しが310円、こっちの22号の方も310円なんですけども、その中で、サービスの提供という観点だと思んですけども、その310円であることのサービスの料金の根拠というかね、算定、どういうふうな形で算定して310円になっているのかという。それと、ライディングパークの方はこれまで通りですね、パーク用品の貸し出し、それから管理については直売会がやるのか、依頼してやるのか、または直営でやるのかという点。それから、仮にこういう考えです、例えば、道の駅のうりまくの直売会が、利用者のサービスとしてパークゴルフ用品を無料で、直売会がですよ、無料で扱ってくださいという形は、もしそうなった場合やってもいいのかどうか。パークゴルフの用品を一方は貸し出す基準あるけれども、直売会のサービスでやった場合それは可能なのかどうか。それから、鹿追の河川敷のパーク場で、これから管理する人がいなくなるわけですよ。そういった時に、用具の貸し出しは310円の貸し出し、管理、それから収納、それからお金を集めてそれを会計管理に持っていく、誰がやるのか。そういう点について、4点くらいですけれどもお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、菅原瓜幕支所長。

○瓜幕支所長（菅原義正）

瓜幕のライディングパークの関係でご説明申し上げます。その料金の設定の関係でございます。各町村取っているところと取っていないところがございまして、具体的に310円という数字の根拠はちょっと今すぐ出せない部分もあるんですけども、各町村でいろいろございまして、100円で貸しているところもございまして、500円で貸しているところもございまして、300円で貸しているところもございましてということで、過去にそういう平均的なものを調べさせていただいて、とってその310円という設定になったのかなというふうに推測をしております。今、うちの状況についてちょっとご説明申し上げますけれども、ライディングパークの関係でございまして、用具につきましては、特にうちは道の駅ということで、家族連れの観光客が多いということで、用具につきましても大人用から子ども用ということで、子ども用の中にもキッズとかジュニアという形で、ちょっと柄が短くなっているパークゴルフの道具なんですけれども、それもうちの方で用意して、そのうち年間数本ずつ破損等々もありますので、更新をさせていただいて貸しているところでございます。27年度の状況につきましては470名、14万5,700円という形で貸し出しをしているところでございます。中身を見ますと、ほとんど80%以上が町外の観光客の家族連れだとか、そういう形になっているところでございます。あと町内の用具の貸し出しについては小中高校生、それから教育団体だとか、そういう団体で貸し出し用が主になっているところでございます。その中でさらに小中学生、高校生、それから社会教育団体等々につきましては、減免措置という形で運用させていただいているところでございます。そういう形でライディングパークにつきましては運用しているところでございます。もう一つ、道の駅の直売会の方で委託というんですかね、そういう直売会の方で無料で貸すことは可能かということでございまして、直売会の意向もございまして、町としては今この条例でもあるように、町としては有料でいきたいなということでございまして、瓜幕の直売会については、また協議をしていかないと、私の立場では今お話しできないかなというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

津田建設課長。

○建設水道課（津田祐治）

それでは、狩野議員さんの質問に対しまして、鹿追の方の状況を説明させていただきます。まず減免ですとか、それから無料化に対しては、先程のライディングパークの方と同様になっております。逆に、スティックを、道具を借りている人の対象はちょっと鹿追と瓜幕でちょっと違うので説明させていただきます。まず鹿追の方は、平成27年実績で240名ほどおります。そのうち町内者が173名、それから町外者が67名というふうな具合になっております。それで、町内の有料の人はどういう人かと申しますと、これはだいたい各企業の方だとか団体だとか、役場職員の互助会だとか、政治団体等の人が主になっております。また、その他につきましては、たぶん用具を持っていないけれども見た時にここでちょっと楽しんでいきたいなという方でないかなというふうに思っております。町外の方は、団体でくる場合はすべて用具を持参してきていると、そういうような状況でございます。それで狩野議員さんの質問の管理不在、今度なるんでどうするかということでございますけれども、用具の貸し出しは、現在、現地で行う前はスポーツセンターの方で貸し出していたという状況がございますので、今考えている方法といたしましては、スポーツセンターの方で用具の貸し出しを行うということでございます。また、収納だとかお金の管理につきましては、そのスポーツセンターの方で行なっていくというようなことで現在対応を考えているところでございます。以上でございます。

○議長（埴渕賢治）

8番、狩野議員。

○8番（狩野正雄）

これからパークゴルフの人口、また美蔓ダムの周辺にもパークゴルフ場、これから増設されるということも計画あるんですけれども、鹿追に行ってそういうものが体験できるとなれば、本当に無料でもいいんじゃないかなと私は思うわけですが、管理としては必要かもしれません。けれども、そういうものを無料にすることによって、例えば家族で来た人が、1時間くらいちょっと家族で体験しようかということでパークゴルフをやるという時に、だいたい9ホールで終わっちゃうと思うんですけれども、4人で来て親子2人で来て300円の、千円超えますけれども、その分を私は道の駅でなんか買い物して、なんか美味しいものでも食べてってくださいと、十分この施設は無料で体験してくださいという方がなんかカッコいいような気がするんですけれどもね、やっぱりそういう度量がこれから必要になってくるんじゃないかと思えます。それと、やはりこういうサービスの提供というのは、道具はちゃんとやっぱりしっかりした管理をしておいた上で貸し出すというの



ものが基本だと思うんですよ。過去に私こういう経験してるんですよ。もうだいぶ前になりますけれどもね、鹿町の宮田町長が見えられたときありました。その時、たまたま私瓜幕のライディングパークいましたら、一緒に回ってもらえませんかということで誘われたんですよ。したら町長もパークゴルフじゃなく、ゴルフをやってる方でね、宮田町長、非常にスウィングも素晴らしかったんです。ところが、貸し出しのパークゴルフのスティックがボーンと頭飛んでいっちゃったんですよ。誰にも当たらなかったから良かったんですけども、これ、貸し出ししてるんですか。と言われた時、私は非常に答えようがなかったんですけど。ですから、そういうことがないように、貸すならちゃんとした物を管理して、良い物を、何年か前に買った物じゃなくて、毎年新しい物を良い物を用意して貸し出しますよというぐらいの姿勢がやっぱり必要だと思うんですが、その時同行された方もこの場にはいますんでね、そういうことも気を付けてほしいなという、これ要望もありますけれどもね、いかがでしょうか。

○議長（埴渕賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員さんのおっしゃることも私はわからんわけではないけれども、内部的にね、今だいたいパークゴルフしたいと思えば道具を持っているのが当たり前ですよ。そういう状況の中で、たまたま持ってこない人にそれをサービスする。そうすると、置いてある場所だとかね、そういうようなことも、基本的には私は、やっぱり道具は自分持ちと。自分で持ってくるのが基本ではないかという、そういうことでありますけれども、どうでしょうね、私はそういうことについては、どこまでサービスをすればいいのかということもあると思うんですね。芝生を使うということだって、これもサービスですよ。しっかりと管理をしてやっていく。それじゃ道具も貸してやる。そのうちに雨降ってきたら傘も差ししてくれやというのもこれもサービスと言えサービスですよ。やっぱりどこまでも私はこういうことというのは、サービスはたくさんあるほどいいというのはわかりますけれどもね、道具というのは、やっぱりそこにあるべきものとそうでないものがある。そうすると、パークゴルフ場に道具が用意してあるんですということは、あまり私はプレーをする人も想定をするべきでないなというふうに思うんですね。ですから、そういう意味では使いたいという人がいれば、それはちょっと不便かもしれないけれども、その場所へ行って借りるということ。町内的には、先程言ったように団体、学校等々、社会福祉団体だとか

ね、そういう人が使いたいということであれば、それは無料で使用する。現在もさせているわけでありますから。やってやれんことはないけれども、それによって鹿追はタダだから行くという人もいないだろうし、来た人に対してサービスをしてやれということであればそれはできんことでもない。もうちょっと考えさせてください。当面は、この条例どおりやっていきたいという考え方でおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。状況によって、また相談させていただきます。

○議長（埴淵賢治）

ほか、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第21号、鹿追町ライディングパーク設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第22号、鹿追町公園条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程20 議案第23号 鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程21 議案第24号 鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程20、議案第23号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、日程21、議案第24号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件については関連がありますので、議事進行上一括して提案説明と質疑・討論を行い、議件毎に採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上2件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第23号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので一括で説明させていただきます。提案理由をご説明いたします。介護保険法の改設により、地域密着型サービスの基準に、新たに地域密着型通所介護が追加され、平成28年4月1日から市町村が定める基準に基づき運営されますことから、関係する条例の一部を改正するものであります。はじめに、議案第23号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。目次の第3章の次に、第3章の2、地域密着型通所介護といたしまして、第1節から第5節第4款を追加しまして、以下の第4章、認知症対応型通所介護から第10章、雑則につきましても、それぞれ条文番号が繰り下がるものであります。第16条、第18条、第19条、第32条第2項、第56条第2項は、それぞれ文言の整理となるものであります。第62条を第84条としま

して、第62条から第205条を22条ずつ繰り下げ、第61条の次に、第3章の2、地域密着型通所介護、第1節、基本方針といたしまして、新たに第62条として基本方針について、第2節、人員に関する基準で、第63条は従業員の人数について、第64条は管理者について、第3節、設備に関する基準で、第65条は設備及び備品等について、第4節、運営に関する基準で、第66条は心身の状況等の把握について、第67条は利用料等の受領について、第68条は指定地域密着型通所介護の基本取扱方針について、第69条は指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針について、第70条は地域密着型通所介護計画の作成について、第71条は管理者の責務について、第72条は運営規程について、第73条は勤務体制の確保等について、第74条は定員の遵守について、第75条は非常災害対策について、第76条は衛生管理等について、第77条は地域との連携等について、第78条は事故発生時の対応について、第79条は記録の準備について、第80条は準用についてそれぞれ定めております。第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の第1款、この節の趣旨及び基本方針で、第81条はこの節の趣旨について、第82条は基本方針について、第2款、人員に関する基準で、第83条は従業員の人数について、第83条の2は管理について、第3款、設備に関する基準で、第83条の3は利用定員について、第83条の4は設備及び備品等について、第4款、運営に関する基準で、第83条の5は内容及び手続きの説明及び同意について、第83条の6は心身の状況等の把握について、第83条の7は指定居宅介護支援事業者等との連携について、第83条の8は指定療養通所介護の具体的取扱方針について、第83条の9は療養通所介護計画の作成について、第83条の10は緊急時等の対応について、第83条の11は管理者の責務について、第83条の12は運営規程について、第83条の13は緊急時対応医療機関について、第83条の14は安全・サービス提供管理委員会の設置について、第83条の15は記録の整備について、第83条の16は準用についてそれぞれ定めております。以下、第84条から第226条につきましては、ただいまの条文が追加されたことにより、条文が繰り下がることによります文言等の整理でございます。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

次に、議案第24号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。第

11条は利用定員の規定であり、読点を「又は」に変えて「、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を「においては共同生活住居ごとに、指定密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設」にそれぞれ改め、第11条第2項中の根拠法令を第8条第25項に改めるものでございます。第41条は地域との連携等の規定であり、第1項、第2項をそれぞれ2項繰り下げ、新たに第1項として運営推進会議の設置について、第2項として運営推進会議からの報告、評価等の記録の公開について規定をするものであります。また、第41条の次に1項を加えることといたしまして、新たに第5項としまして、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、同一の建物に居住する利用者にサービスを提供する場合には、当該建物に居住する者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならないを加えるものであります。第42条は記録の整備の規定であり、第2項の次に1号を加えることとしまして、新たに第6号といたしまして、前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を加えるものでございます。第64条は地域との連携等の規定であり、全文を削除するものであります。第66条は記録の整備の規定であり、第2項第8号の文言を整理するものであります。第67条は準用の規定であり、文言の整理及び新たな読み替え規定の追加であります。第87条は記録の整備の規定であり、準用する条文の整理であります。第88条は準用の規定であり、文言の整理及び読み替え規定の整理となるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第23号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第23号、鹿追町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

これより議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第24号、鹿追町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程22 議案第25号 鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程22、議案第25号、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。  
松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第25号は、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由をご説明いたします。瓜幕地区で建設を進めておりました瓜幕バイオガスプラントが、平成27年度をもって完成し、平成28年度から町の施設として稼働することに伴いまして、管理運営上必要となります事項について条例の一部を改正するものであります。改正の内容につきましてご説明いたします。鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するをいたしまして、第2条は設置の規定であり、「市街地周辺の」を「市街地周辺をはじめとする」

に改め、第3条は名称及び位置の規定であり、第2号の1、「鹿追町鹿追北4線5番地」の次に「鹿追町瓜幕西30線25番地1」を加え、第4条は施設の規定であり、第2号以下をそれぞれ1号繰り下げ、第1号の「バイオガスプラント」を「中鹿追バイオガスプラント」に改め、新たに第2号としまして「瓜幕バイオガスプラント」を加えるものであります。次に別表1は、第10条の使用料金の規定であり、項目の「家畜ふん尿(乳牛)」を「家畜ふん尿(乳牛、豚)」に改め、家畜ふん尿(その他)、使用者で飼養頭数に関係なく、1トン当たり1,030円以内で規則で定める額の次に、新たに雑排水、搾乳機器等の洗浄時に排出される排水等、排水量を成牛換算し、1頭当たり1万2,340円に改めるものであります。次に、附則は施行期日の規定であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴淵賢治)

これから質疑を行います。4番、台蔵議員。

○4番(台蔵征一)

ただいま説明いただきました最後の雑排水のプラントに処理していただく関係でございますけども、当初、準備委員会ができて、当初から地域の将来利用しようとしている人たちは、この雑排水もお願いしたいと、それでできるならば安い単価で処理していただければというのが当初からのお話です。今回、50%の今まで、今中鹿追で利用されている利用者の方は50%の町のご支援をいただいて進めているわけですけども、瓜幕もそういう方向でいくという説明はいただいておりますけども、どうか、将来すぐできなくても、将来この雑排水が、もうちょっと安い単価で処理していただけるような方向をお願いしたいと思いますけども、それのご答弁をいただいて終わりたいと思いますけどもお願いいたします。

○議長(埴淵賢治)

答弁、喜井農業振興課長。

○農業振興課長(喜井知己)

はい、お答えをいたします。瓜幕のプラントの本格稼働に伴いまして、今回、従来の中鹿追で取り扱っていない雑排水の関係について処理を瓜幕の方ではさせていただきたいというふうに思っております。料金につきましては、今台蔵議員さんおっしゃるとおり、ふ

ん尿処理については環境保全の助成金という形で、28年度には中鹿追の方でも50%お返ししていると。28年度につきましても、中鹿追、それから瓜幕につきましても同じように50%を助成金としてお返しすると。雑排水の関係についても、まずこの50%をお返しするという事は、そういう方針ではいきたいというふうに思っております。さらなる料金等、助成率を上げるという形になりましょうか。その関係については、もうちょっと時間をいただいて検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今のお話についてはね、私も課長の方からそういう要望があるということで承知をしております。したがって、一般ふん尿と同じような環境という問題では、50%にするということについては、私は問題はないというふうに思っておりますけれども、ただ、雑排水はプラントに参加している、していないに係わらず、今後の一つ課題なんですね。そうすると、他の酪農家とのバランスだとかそういうことも考えなきゃいけない。それから、これについては、もっと私は本格的に取り組まんきゃならん、鹿追町としてね。関係機関も交えて、特にJAですけれども、このことについては、やっぱり真剣に考えていくべき時期ではないのかなというふうに考えておりますので、これらも含めて、今後さらに取り扱いについて検討しようということでありますので、当面、今のこういう状況の中での扱いということになりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（埴淵賢治）

よろしいですか。ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

ただ、あの議長として感じたことは、本会議場は陳情・要請の場ではないので、お願ひ事というのはなるべく控えてください。それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）



討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第25号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第25号、鹿追町環境保全センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程23 議案第26号 鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（埴淵賢治）

日程23、議案第26号、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第26号は、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由をご説明いたします。町営牧場は開設以来、畜産振興の基盤の確立と農業経営の安定に寄与することを目的にこれまで運営をされており、牧場使用料につきましては昭和59年4月以降、消費税転嫁分を除いて改定しておらず、運営補助金を支出した中で運営をされており、牧場の運営に必要な草地造成、施設、機械の更新や冬季舎飼施設の増設など、今後さらに経費が多額となることが予想されますことから、受益者負担の観点によりまして使用料を改正し、牧場運営の収支改善を図るためご提案を申し上げるものでございます。改正内容につきましてご説明いたします。鹿追町営牧場管理条例の一部を次のように改正するといたしまして、第10条は使用料の規定であり、第2項第1号は、放牧期における使用料で、6か月以上及び人工授精依頼牛の1頭1日につき「216円」を10円増の「226円」に、人工授精依頼牛の1期間の加算額「2,160円」を100円増の「2,260円」に改め、第2号は舎飼期における使用料で、6か月以上の1頭1日につき「561円」を11円増として「572円」に改めるものであります。附則第1項は、施行期日の規定であり、この条例は、舎飼期の始まる平成28年10月17日から施行するとし、第2項は経過措置として、改正後の第10条の規定は、施行日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例によるものとなります。以上、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたしました。

ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第26号、鹿追町営牧場管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程24 議案第27号 鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程24、議案第27号、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第27号は、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。本条例は、平成27年度末を時限としておりますが、町内での起業や増設、事業転換する事業者の方々へ助成措置することによりまして、町の産業振興を図ることから、2年間延長したくご提案申し上げるものであります。改正内容をご説明いたします。鹿追町企業振興条例の一部を次のように改正するといたしまして、附則第2項は条例の執行期限を定めており、「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に、ただし書中の指定及び助成の措置の取消等の期限を定めております「平成33年3月31日」を「平成35年3月31日」にそれぞれ改め2年間延長するものであります。次に、附則は条例の施行期日であり、この条例は、平成28年4月1日から施行す

るとするものであります。以上、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。はい、9番、吉田稔議員。

○9番（吉田稔）

過日、町長の議員の一般質問に対して、この種のことについての答弁をしているわけですが、商工会等との懇談の時にもこの事が提示・提案されまして、それで現行の部分では、やっぱり行政としてのあり方等々含めて低い次元にあるんでないかというようなご指摘も受けてる関係上ここで質問させていただくわけですが、町長は過日の答弁で、そういったケースバイケースによってそれらの判断をしていきたいということを実におっしゃってるわけですが、ちょっと議事録が不明ですが、そういった趣旨の内容での答弁があったというふうに記憶してるわけですが、これら等々、その条例との係わりの部分においてケースバイケースであるということになれば、それあたりの解釈をどう我々が認識していけばいいのかということにも、この条例との照らし合わせの部分です、その分において、我々の考え方、我々も説明責任を果たすために商工会等々に対してどのような形で今回の条例以外の部分での町長の発言等々について、再度確認をさせていただきたいことと併せて、我々としてどのような説明をすべきなのか、それについてもレクチャーをいただければありがたいというふうに思います。

○議長（埴淵賢治）

はい、6番、上嶋議員。

○6番（上嶋和志）

この条例については期限の延長だけでございますけど、午前中の町長の執行方針の中で、付け加えていただいて、その企業振興条例については今後改正も考えているという、新しい条例の制定も考えているというお話もございましたので、そこら辺のことについても併せてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今、吉田議員、上嶋議員の方から企業振興条例についてお話がありました。執行方針の

中でもちょっと触れておりますから、当然来るだろうと予想しておりましたが、私は、改正をしなければならぬというふうには基本的には思っております。ならば、鹿追に今という企業がどう進出しようとしているのかという情報もある程度考えなければならぬということで今いるわけです。差し当たって、あまりこの大卒投資もない状況の中で、これを改正して、さあいらっしゃいという話になるのかも、これについては、議員の皆さん方からもいろんな知恵をいただいてやってくべきでないのかな。過去にはもう少し大きい支援の方法での条例があったわけでありましてけれども、今日こういう状況にしたというのはね、そう今後大型のものはないということも想定をしながら、鹿追に来て、よそから来て鹿追で商売をして一旗揚げるということになれば、それ相当の私は覚悟をしてくるわけですね。その時に、地元でそういう条例があるから進出をしたいというようなご意思なのか、あるいは鹿追のまちづくり、今の経済情勢、人口の動態等々含めて考えて鹿追に来ようという時には、ささやかな補助金を当てにして来るということもあまり考えられないというふうに私は思っているわけですが、いずれにしても、今の状況の中でこれでいいのかという課題はあるというふうに思ってますし、商工会の方からも少し見直してくれないかというお話もありますので、先程申し上げたように、どういうところにどういう投資をして補助をもらいたいのか、それらについても少し調査をしてみる必要があるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたい。検討については着手をしたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

ほか、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第27号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第27号、鹿追町企業振興条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時20分とします。

休憩 14時08分

再開 14時20分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程25 議案第28号 平成27年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）  
について

日程26 議案第29号 平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算  
（第5号）について

日程27 議案第30号 平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正  
予算（第3号）について

日程28 議案第31号 平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算（第  
6号）について

日程29 議案第32号 平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算（第6  
号）について

日程30 議案第33号 平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第  
5号）について

日程31 議案第34号 平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第3号）について

○議長（埴淵賢治）

日程25、議案第28号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第10号について、  
日程26、議案第29号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第5号につ  
いて、日程27、議案第30号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算  
第3号について、日程28、議案第31号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予  
算第6号について、日程29、議案第32号、平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予  
算第6号について、日程30、議案第33号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正  
予算第5号について、日程31、議案第34号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別  
会計補正予算第3号について、以上7件については、議事進行上一括して提案説明を行い、

その後議件毎に質疑・討論・採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。以上7件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第28号、平成27年度一般会計補正予算第10号及び議案第29号から第34号までの6特別会計補正予算につきまして一括して説明させていただきます。議案第28号は、平成27年度一般会計補正予算第10号となるものであります。平成27年度一般会計補正予算第10号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1億5,517万円を追加しまして、総額を73億3,903万7千円とするものであります。第2条は、地方債の補正追加変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出から説明をしたいと思います。款項目、議会費の報酬で15万9千円、報償費で1万5千円、交際費で15万円、需用費、印刷製本費で7万5千円、使用料で1万9千円、負担金で、政務活動費外33万8千円のそれぞれ減額、総務費、総務管理費、一般管理費の需用費、光熱水費で50万円の減額、役務費で、郵便料72万円、使用料で、ハイヤー使用料外で99万9千円、負担金で、マイナンバーセキュリティ強化対策で合計3,113万円のそれぞれ追加、文書広報費の旅費で2万2千円、需用費、食糧費で4千円、印刷製本費で15万円の合計15万4千円、負担金で、行政区補助金外で5万2千円のそれぞれ減額、財産管理費の委託料で13万8千円、工事請負費で、第二分団庁舎改修で143万9千円のそれぞれ減額、企画振興費の報酬で3万6千円、報償費で、長期滞在者謝礼外で合計221万5千円、旅費で、普通旅費47万2千円、需用費、消耗品で10万7千円、燃料費で5万円、食糧費で2万1千円のそれぞれ減額、印刷製本費で15万円追加の合計2万8千円の減額、役務費で3万円、使用料で10万3千円のそれぞれ減額、負担金で、会議・研修会参加負担金から十勝・イノベーション・エコシステム構築事業までの増減合計で4万3千円の減額、交通安全推進費は財源内訳の補正であります。ライディングパーク費の需用費、燃料費で10万円の減額、花とみどり費の賃金で43万6千円の減額、まちづくり交付金事業費の旅費で2千円の減額、ジオパーク事業費の工事請負費で52万4千円の減額、戸籍住民登録費、戸籍住民登録費の備品購入費で5万5千円の減額、統計調査費、統計費の報酬で7万2千円、賃金で12万9千円、需用費、食糧費で1千円、役務費で4万1千円、使用料で17万3千円のそれぞれ減額、監

査委員費、監査委員費の旅費で、費用弁償外で13万5千円の減額、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業で、賃金で57万2千円、旅費で2万1千円、需用費、消耗品で10万円、印刷製本費で6千円の合計10万6千円、役務費で1万6千円、使用料で2万円、負担金で1,268万6千円のそれぞれ追加、臨時福祉給付金給付事業で、負担金55万円の減額、扶助費で死亡弔慰金5万円、繰出金で、国保会計へ3,389万5千円のそれぞれ追加、心身障がい者特別対策費の扶助費で、給付金550万円の追加、北海道医療給付事業費の役務費で9万4千円、扶助費で、子ども医療費からひとり親家庭医療費までの合計で440万4千円のそれぞれ追加、老人福祉費の報償費で19万円、需用費、食糧費で8万円、扶助費で220万円のそれぞれ減額、在宅福祉費の委託料で10万円の減額、償還金で、居宅介護サービス計画作成費過誤請求返還金で173万円の追加、繰出金の介護保険会計で239万2千円の減額、後期高齢者医療費の繰出金の後期高齢者会計で22万9千円の減額、児童福祉費、児童措置費の役務費で10万円、負担金で20万円、扶助費で50万円のそれぞれ減額、こども園費の負担金で、システム改修に21万6千円の追加、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金で、町立病院運営補助金1,728万1千円、帯広厚生病院運営補助金327万円の合計2,055万1千円の追加、予防費の委託料で160万円の減額、保健指導費の賃金で11万円、扶助費で28万5千円のそれぞれ減額、トリムセンター費の需用費、燃料費で105万2千円の減額、へき地保健対策費の需用費、修繕料で43万円の追加、委託料で3万2千円の減額、清掃費、清掃総務費の賃金で13万円、需用費、修繕料で17万6千円、負担金で、十勝環境複合事務組合外の増減合計で19万9千円のそれぞれ追加、農林費、農業費、農業委員会費の旅費で12万1千円、使用料で3万1千円のそれぞれ減額、農業振興費の負担金で、環境保全型農業から農地集積協力金までの合計で338万円の追加、農用地集団化事業費の報酬で36万円、旅費で35万5千円、委託料で33万円のそれぞれ減額、農業開発研究費は財源内訳の補正であります。畜産業費の役務費で、建築確認申請32万3千円、委託料で、町営牧場管理委託料外合計で1,080万4千円、負担金で、農畜産物需要拡大から町営牧場運営負担金までの合計で666万4千円のそれぞれ追加、農業用水事業費の需用費、光熱水費で50万円の追加、工事請負費で21万6千円の減額、繰出金で、簡易水道及び下水道会計合計で507万3千円の減額、土地改良事業費の報酬で17万2千円、委託料で47万5千円、工事請負費で92万6千円、公有財産購入費で288万4千円のそれぞれ減額、負担金で、道営美蔓地区から多面的機能支払交付金まで

の合計で1億2,630万5千円の追加、林業費、林業振興費の役務費で64万8千円、負担金で39万円のそれぞれ減額、款項、商工費、商工業振興費は財源内訳の補正であります。観光費の賃金で4万円、委託料で、観光インフォメーション外で217万2千円、工事請負費で17万2千円、補償補填で8万円のそれぞれ減額、魚族資源保護対策費の賃金で63万2千円、負担金で30万円のそれぞれ減額、土木費、道路橋りょう費、道路維持費の需用費、消耗品で93万円、修繕料で179万4千円の合計272万4千円の追加、工事請負費で7万4千円、備品購入費で155万6千円のそれぞれ減額、道路新設改良費の委託料で、道路台帳整備外で419万円、工事請負費で、橋梁長寿命化外で5,463万円、原材料費で9万円、補償補填で200万円のそれぞれ減額、都市計画費、公園緑地費の賃金で44万9千円、委託料で2万5千円、工事請負費で7万7千円のそれぞれ減額、住宅費、住宅建設費の工事請負費で39万4千円の減額、款項目、消防費の負担金で、とちぎ広域消防事務組合負担金9万円の追加、教育費、教育総務費、教育委員会費の報酬で50万7千円の減額、教育振興費の需用費、賄材料費で59万5千円、委託料で、通学車両運行委託料外合計で74万7千円、負担金で、鹿高通学費補助及び海外派遣事業合計で430万円、貸付金で451万円のそれぞれ減額、財産管理費の役務費で7万2千円の減額、共同調理場費の賃金で47万7千円の減額、自然体験留学事業費の賃金で45万円、需用費、賄材料費で19万3千円、委託料で12万9千円、負担金で5万円のそれぞれ減額、車両管理費の需用費、燃料費で50万円、委託料で30万8千円のそれぞれ減額、小学校費、学校管理費の賃金で103万9千円、需用費、燃料費で200万円、扶助費で70万円のそれぞれ減額、中学校費、学校管理費の需用費、燃料費で100万円の減額、社会教育費、社会教育総務費の報酬で16万8千円、負担金で、文化講演会外合計で104万円のそれぞれ減額、社会教育施設費の需用費、燃料費で100万円、委託料で5万5千円、備品購入費で52万3千円のそれぞれ減額、図書館費の備品購入費で3万2千円の追加、神田日勝記念美術館費の賃金で46万6千円、報償費で6万6千円、委託料で8万2千円のそれぞれ減額、青少年活動推進費の賃金で56万3千円、負担金で40万円のそれぞれ減額、保健体育費、体育振興費の需用費、燃料費で287万4千円、食糧費で3万6千円の合計291万円、委託料で、スポセン管理委託料外で68万8千円、使用料で4万9千円、備品購入費で1万6千円のそれぞれ減額、款項、公債費、利子の償還金で、償還利子1千万円の減額、諸支出金、基金費、基金費の積立金で、財政調整基金から地域福祉基金まで合計で2,244万4千円の追加であります。続きまして、歳入ご説明いたしま



す。町税、町民税、個人の現年課税分で2, 114万1千円、滞納繰越金で41万7千円のそれぞれ追加、法人の現年課税分で、均等割及び税割合計で415万円の追加、滞納繰越分で1千円の減額、固定資産税、固定資産税の現年課税分で1, 109万2千円の追加、滞納繰越分で7万円の減額、軽自動車税、軽自動車税の現年課税分で22万8千円、滞納繰越分で6千円のそれぞれ追加、市町村たばこ税、市町村たばこ税の現年課税分で151万4千円の減額、入湯税、入湯税の現年課税分で75万6千円の減額、分担金及び負担金、分担金、農林費分担金の農業費分担金で、道営事業分担金1, 811万8千円の追加、負担金、民生費負担金の社会福祉費負担金で16万5千円の減額、教育費負担金の教育総務費負担金で92万6千円の減額、使用料及び手数料、使用料、衛生使用料の保健衛生使用料で30万円の追加、農林使用料の農業使用料で、牧場使用料からバイオガспラント使用料の合計で1, 427万7千円の追加、土木使用料の公園使用料で7千円の減額、教育使用料の教育総務使用料で、2事業合計で212万6千円の減額、社会教育使用料で、3事業合計で3万7千円の追加、手数料、衛生手数料の清掃手数料で27万4千円の追加、証紙収入、証紙収入の証紙収入で76万5千円の減額、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金で1万4千円の追加、児童福祉費負担金で51万6千円の減額、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で、マイナンバー関連のセキュリティ対策補助で1, 016万5千円、地方創生加速化交付金で118万円の合計1, 134万5千円の追加、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金で、地域生活支援事業から年金生活者等支援臨時給付金の合計で1, 380万1千円の追加、児童福祉費負担金で、子育て世帯臨時給付金外の合計で23万7千円の減額、土木費国庫補助金、道路橋りょう費補助金の緊急地方道路整備事業及び橋梁長寿命化事業の合計で3, 989万8千円の減額、委託金、農林費委託金の農業費委託金で41万円の減額、教育費委託金の教育総務費委託金で12万8千円の減額、道支出金、道負担金、民生費道負担金の社会福祉費負担金で、障害者自立支援給付費から介護保険低所得者保険料までの合計で52万円の追加、児童福祉費負担金で8万1千円の減額、道補助金、民生費道補助金の社会福祉費補助金で、重度心身障害者から地域生活支援事業合計で110万9千円の追加、児童福祉費補助金で、乳幼児等医療外で17万4千円の追加、農林費道補助金、農業費補助金、農業委員会活動補助金から、農地集積協力金事業までの合計で3, 326万7千円の追加、林業費補助金で、造林事業外で81万4千円の追加、委託金、総務費委託金の統計調査費委託金で17万5千円の減額、農林費委託金の農業費委託金で、換地計画委託金外で417万9千円の減額、

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入の土地建物貸付収入で11万円の減額、利子及び配当金の利子及び配当金で、財政調整基金利子から鹿追町特定防衛施設周辺調整交付金基金までの合計で130万2千円の追加、財産売払収入、不動産売払収入の土地売払収入で、いずみ野団地外売払で1,720万3千円の追加、物品売払収入の物品売払収入で、神田日勝記念美術館物品売払外で52万1千円の追加、農産物売払収入で70万8千円の追加、加工品売払収入で、加工品売払収入外で84万8千円の追加、款項、寄附金、総務費寄附金の総務管理費寄附金で、帯広市の株式会社安井測量設計事務所様から交通安全のために10万円の追加、民生費寄附金の社会福祉費寄附金で、音更町の三好真三詩、理智子様から社会福祉のために100万円の追加、教育費寄附金の社会教育費寄附金で、町内、彩の会、代表緑川孝子様から図書館のために3万2千円の追加、繰入金、基金繰入金、交通安全推進基金繰入金の交通安全推進基金繰入金で5千円の追加、農業振興基金繰入金の農業振興基金繰入金で700万円の減額、修学基金繰入金の修学基金繰入金で451万円の減額、環境保全センター基金繰入金の環境保全センター基金繰入金で83万2千円の減額、鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金の鹿追町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金で1万8千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で470万5千円の追加、諸収入、貸付金、元利収入、貸付金元利収入の貸付金元利収入で729万7千円の追加、受託事業収入、農林費受託事業収入の農業費受託事業収入で55万8千円の追加、雑入、雑入の雑入で、高額療養費戻入金からその他雑入までの合計で110万5千円の減額、款項、町債、総務債の総務管理債で、定住促進から地方公共団体情報までの合計で1,580万円の追加、民生債の児童福祉債で110万円の追加、衛生債の保健衛生債で150万円の追加、農林債の農業債で、鹿追美蔓地区から農業振興対策までの合計で4,540万円の追加、商工債の商工債で、2事業合計で220万円の減額、土木債の道路橋りょう債で、5丁目本通りから除雪トラックまでの合計で970万円の減額、教育債の教育総務債で400万円の追加、保健体育債で60万円の減額であります。次に、第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。はじめに追加であります。起債の目的は、一般公共事業及び一般補助施設整備等事業であり、限度額はそれぞれ2,840万円と540万円で、利率及び償還の条件につきましては、当初予算と同様となっております。次に変更ですが、起債の目的は辺地対策事業、過疎対策事業、緊急防災・減災事業であり、辺地対策事業は限度額を2,750万円追加しまして、補正後の限度額を4,690万円に、過疎対策事業は、限度額を560万減額しまして、補正後の限度額を4億

9, 240万円、緊急防災事業は、限度額を40万円減額しまして、補正後の限度額を4, 710万円とするもので、それぞれ限度額以外の変更はございません。

次に、議案第29号、平成27年度国民健康保険特別会計補正予算第5号をご説明いたします。平成27年度国民健康保険特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによるものといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出から399万4千円を減額しまして、総額を9億6,951万5千円とするものであります。はじめに、歳出よりご説明申し上げます。総務費、総務管理費、一般管理費及び保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費は財源内訳の補正であります。退職被保険者等療養給付費の負担金で85万円の追加、一般被保険者療養費の負担金で52万円の追加、退職被保険者等療養費の負担金で5万円の減額、審査支払手数料の役務費で10万円の減額、高額療養費、一般被保険者高額療養費の負担金で300万円の減額、退職被保険者等高額療養費の負担金で28万円の追加、一般被保険者高額介護合算療養費の負担金で10万円の減額、退職被保険者等高額介護合算療養費の負担金で5万円の減額、款項目、後期高齢者支援金及び款項目、介護納付金は財源内訳の補正であります。款項、共同事業拠出金、高額医療費拠出金の負担金で63万4千円の減額、保険財政共同安定化事業拠出金の負担金で274万8千円の減額、保健事業費、特定健康診査等事業費、特定健康診査等事業費の役務費で4万4千円、委託料で116万円のそれぞれ減額であります。保健事業費、保健事業費の委託料で、インフルエンザ予防接種外合計で68万6千円の追加、諸支出金、繰出金、直営診療施設勘定繰出金の繰出金で156万2千円の追加であります。続きまして、歳入ご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で713万4千円、後期高齢者支援金分現年課税分で232万円、介護納付金分現年課税分で115万8千円のそれぞれ減額、退職被保険者等国民健康保険税の医療給付費分現年課税分で94万1千円、後期高齢者支援金分現年課税分で36万2千円、介護納付金分現年課税分で25万7千円のそれぞれ減額、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分で3,679万5千円の減額、高額医療費共同事業負担金の高額医療費共同事業負担金で15万8千円の減額、特定健康診査等負担金の特定健康診査等負担金で2万7千円の追加、国庫補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で、普通調整交付金、特別調整交付金合計で1,325万2千円の減額、款項目、療養給付費交付金の現年度分で197万1千円の追加、款項目、前期高齢者交付金の前期高齢者交付金で764万8千円の減額、道支出金、道負担金、高額医療費共同事業負担金の高額医療費共同事業負担金で1

5万8千円の減額、特定健康診査等負担金の特定健康診査等負担金で2万7千円の追加、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で、普通調整交付金、特別調整交付金合計で805万2千円の追加、款項目、共同事業交付金の共同事業交付金で1,095万円の追加、保険財政共同安定化事業交付金で1,047万円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金で3,389万5千円の追加、款項目、繰越金の前年度繰越金で47万7千円の追加、諸収入、雑入、返納金の返納金で32万円の追加となるものであります。

続きまして、議案第30号は、平成27年度国民健康保険病院事業会計補正予算第3号となるものであります。第1条、平成27年度国民健康保険病院事業会計補正予算第3号は、次に定めるところによるといたしまして、第2条は、予算第2条に定めます業務の予定量の補正であり、(3)年間患者数1入院「1万4,640人」を666人減といたしまして「1万3,974人」に、2外来「21,870人」を38人増としまして「21,908人」に(4)1日平均患者数1入院「40人」を2人減として「38人」に、(5)建設改良費1有形固定資産購入費「576万円」から10万5千円減額しまして「565万5千円」にそれぞれ改めるものであります。第3条は、予算第3条に定めます収益的収入及び支出の補正であり、収入の補正につきましては、第1款、病院事業収益、第1項、医業収益に793万2千円、第2項、医業外収益に225万4千円の合計1,018万6千円を追加し、補正後の額を7億5,268万1千円とし、支出につきましては、第1款、病院事業費用、第1項、医業費用に1,018万6千円を追加し、補正後の額を7億5,268万1千円とするものであります。第4条は、予算第4条に定めます資本収入及び支出の補正であり、括弧書中の資本支出に対し不足する額556万円から10万5千円を減額しまして545万5千円に改め、支出の補正内容につきましては、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から10万5千円を減額しまして、補正後の額を3,588万円とするものであります。第5条は、予算第6条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正であり、(1)職員給与費3億9,898万円から1,902万2千円を減額しまして、3億7,995万8千円に改めるものであります。第6条は、予算第7条に定めます他会計からの補助金の補正であり、1億9,088万7千円に1,884万3千円を追加して、2億973万円に改めるものであります。第7条は、予算第8条に定めますたな卸資産購入限度額の補正であり、1億4,800万円に3,194万8千円を追加して、1億7,994万8千円に改めるものであります。補正の詳細につきまし

ては、次の予算説明書からご説明申し上げます。収益的収入及び支出の収入は、病院事業収益、医業収益、入院収益で136万5千円の減額、外来収益で906万8千円の追加、その他医業収益で22万9千円の追加で、合計793万2千円の追加、医業外収益の長期前受金戻入で1,920万2千円の減額、他会計補助金で1,884万3千円、患者外給食収益で10万6千円、その他医業外収益で250万7千円のそれぞれ追加で、合計225万4千円の追加となります。支出は、病院事業費用、医業費用、給与費で、給与97万円、手当437万1千円、賃金1,111万4千円、法定福利費311万4千円のそれぞれ減額、賞与引当金繰入金5万8千円、法定福利費引当金繰入金48万9千円のそれぞれ追加の合計1,902万2千円の減額となります。材料費の薬品費で3,194万8千円の追加、経費の職員被服費6万1千円の追加、光熱水費119万3千円、燃料費319万9千円のそれぞれ減額、修繕費89万7千円、賃借料で130万5千円、通信運搬費で12万1千円のそれぞれ追加、委託料で154万3千円の減額、諸会費で3万円、雑費で9万2千円のそれぞれ追加で、合計342万9千円の減額であります。減価償却費の建物減価償却費で5万円の減額、器械備品減価償却費で2万1千円の追加で合計2万9千円の減額、資産減耗費のたな卸資産減耗費で59万9千円、固定資産除却費で11万9千円の合計71万8千円の追加であります。次に、資本的支出の建設改良費、有形固定資産購入費で器械備品購入費10万5千円の減額となるものであります。

次に、議案第31号、平成27年度簡易水道特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。平成27年度簡易水道特別会計補正予算第6号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ121万1千円を減額しまして、総額を1億5,683万9千円とするものでございます。補正の内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。事業費、水道総務費、一般管理費の役務費で4万7千円の追加、水道施設費、施設管理費の需用費、修繕料で120万円の追加、委託料で45万4千円、工事請負費で200万4千円のそれぞれ減額となるものであります。次に、歳入をご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で134万円の減額、国庫支出金、国庫補助金、簡易水道事業費国庫補助金の簡易水道事業費国庫補助金で、調整交付金12万9千円の追加となるものであります。

次に、議案第32号、平成27年度下水道特別会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。平成27年度下水道特別会計補正予算第6号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ689万9千

円を減額しまして、総額を2億4,752万9千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であります。補正予算の内容につきましては、歳出よりご説明申し上げます。管理費、一般管理費、一般管理費の負担金で、排水設備改造資金補助金3万6千円の減額、施設管理費、公共下水道施設管理費の委託料で、水質分析委託料12万7千円の減額、農業集落排水施設管理費の需用費、燃料費で15万円、光熱水費で50万円の合計65万円の減額、委託料で12万7千円、工事請負費で58万2千円のそれぞれ減額、備品購入費で16万円の追加、款項、事業費、公共下水道事業費の委託料で、実施設計委託料581万9千円の減額、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料で46万2千円の追加、委託料で18万円の減額であります。続きまして、歳入の方をご説明申し上げます。国庫支出金、国庫補助金、下水道事業費国庫補助金の公共下水道事業費補助金で、社会資本整備総合交付金291万円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で373万3千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で4万4千円の追加、款項、町債、下水道事業債の公共下水道事業債で、特定環境保全公共下水道事業債50万円の減額、個別排水処理施設整備事業債で20万円の追加であります。次に、第2表の地方債の補正変更についてご説明申し上げます。起債の目的は、個別排水処理施設整備事業で、限度額に20万円を追加しまして、補正後の限度額を1,370万円とし、特定環境保全公共下水事業債は限度額から50万円減額しまして、補正後の限度額を450万円とし、限度額以外の変更はございません。

続きまして、議案第33号、平成27年度介護保険特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。平成27年度介護保険特別会計補正予算第5号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出から399万5千円を減額しまして、総額を4億8,909万7千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出よりご説明申し上げます。保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費の負担金で205万4千円の減額、居宅介護サービス計画給付費の負担金で89万3千円の追加、施設介護サービス給付費は財源内訳の補正であります。福祉用具購入費の負担金で57万4千円の減額、住宅改修費は財源内訳の補正であります。審査支払手数料の役務費で3万7千円の追加、高額介護合算療養費、地域密着型サービス給付費、高額介護サービス等費、高額介護サービス等費はそれぞれ財源内訳の補正となります。特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費の負担金で114万3千円の減額、地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防高齢者施策事業費の委託料で、

合計で98万4千円の減額、包括的支援任意事業費、任意事業費の委託料で17万6千円の減額、款項、基金積立金、介護給付費準備基金積立金の積立金で6千円の追加であります。続きまして、歳入をご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で1,249万6千円の減額、滞納繰越分で21万9千円の追加、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金の現年度分で69万6千円、過年度分で9万7千円のそれぞれ追加、国庫補助金、調整交付金の現年度分調整交付金で1,126万3千円の追加、道支出金、道負担金、介護給付費負担金の現年度分で197万5千円の減額、過年度分で34万3千円の追加、道補助金、地域支援事業交付金の現年度分で9万円の減額、款項、支払基金交付金、介護給付費交付金の現年度分で310万5千円の減額、過年度分で230万9千円の追加、地域支援事業交付金の現年度分で18万9千円、過年度分で120万6千円のそれぞれ追加、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金の現年度分で35万3千円の減額、地域支援事業繰入金の現年度分で206万6千円の減額、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分で2万7千円の追加、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金で600万円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で75万4千円の追加、町債、財政安定化基金貸付金、財政安定化基金貸付金の財政安定化基金貸付金で516万5千円の追加、諸収入、雑入、返納金の返納金で8千円の追加、雑入の雑入で18万6千円の減額となるものであります。

次に、議案第34号、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ103万円を追加しまして、総額を7,612万8千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明申し上げます。款項目、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金で102万9千円の追加、諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金の償還金で1千円の追加であります。続きまして歳入をご説明いたします。款項、後期高齢者医療保険料特別徴収保険料の現年度分で283万5千円の減額、普通徴収保険料の現年度分で339万7千円の追加、滞納繰越分で16万2千円の追加、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金で21万円の減額、その他一般会計繰入金で1万9千円の減額、款項目、繰越金の前年度繰越金で53万4千円の追加、諸収入、雑入、返納金、返納金で1千円の追加となるものであります。以上、議案第28号、平成27年度一般会計補正予算第10号、議案第29号、平成27年度国民健康保険特別会計から議

案第34号、平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算の6特別会計について一括してご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

議案第28号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第10号についてを議題とします。これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第28号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第10号については原案のとおり可決されました。

議案第29号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第5号についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）



起立多数であります。よって、議案第29号、平成27年度鹿追町国民健康保険特別会  
補正予算第5号については原案のとおり可決されました。

議案第30号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算第3号について  
を議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第30号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第30号、平成27年度鹿追町国民健康保険病院事  
業会計補正予算第3号については原案のとおり可決されました。

議案第31号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第6号についてを議題と  
します。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第31号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第31号、平成27年度鹿追町簡易水道特別会計補  
正予算第6号については原案のとおり可決されました。

議案第32号、平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算第6号についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第32号、平成27年度鹿追町下水道特別会計補正予算第6号については原案のとおり可決されました。

議案第33号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第5号についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第33号、平成27年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第5号については原案のとおり可決されました。

議案第34号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第34号、平成27年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は3時半といたします。

休憩 15時17分

再開 15時30分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程32 議案第35号 平成28年度鹿追町一般会計予算について

日程33 議案第36号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程34 議案第37号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程35 議案第38号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程36 議案第39号 平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程37 議案第40号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程38 議案第41号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程32、議案第35号、平成28年度鹿追町一般会計予算について、日程33、議案第36号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程34、議案第3

7号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程35、議案第38号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程36、議案第39号、平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程37、議案第40号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程38、議案第41号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第35号、平成28年度鹿追町一般会計予算及び議案第36号、平成28年度国民健康保険特別会計予算から第41号、平成28年度後期高齢者医療特別会計予算までの6特別会計予算、計7件につきまして一括説明を申し上げます。予算書をもって説明をさせていただきたいと思っておりますので、予算書表紙を開いていただきまして、平成28年度鹿追町各会計予算書別集計表により、その規模等を申し上げまして説明とさせていただきます。本年度当初予算額と前年度当初予算額の比較であります。まず、平成28年度一般会計当初予算額は79億3,900万円となっており、前年度当初予算額は、骨格予算ではありますが、対比では17億7,800万円、28.9%の増であります。これに6月補正予算を追加した額と比較しますと14億3,800万円、22.1%の増となるところでございます。その要因につきましては、美蔓地区国営かんがい排水事業の一括繰上償還で5億7,000万円、町営牧場育成舎整備事業で6億8,700万円、スポーツセンター耐震改修事業で2億9,400万円などの増であり、経常経費につきましては極力抑制を行いながら予算編成をいたしたところでございます。以下、6特別会計について申し上げます。国民健康保険特別会計につきましては、当初予算では9億5,506万6千円であり、前年対比1,987万4千円、2.1%の増であり、各療養給付費の増によるものでございます。国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支、資本的収支合わせて当初予算は7億8,788万3千円であり、前年対比1,101万1千円、1.4%の増であり、その主な要因は資本的支出で企業債元利償還金の増によるものでございます。簡易水道特別会計につきましては、当初予算額1億2,848万5千円であり、前年対比1,136万2千円、9.7%の増であり、検満メーター更新等の増によるものでございます。下水道特別会計では、当初予算は3億3,491万8千円であり、前年対比8,880万4千円、36.1%の増であり、然別湖畔浄化センター機更新の実施によるものでございます。介護保険特別会計につきましては、当初予算額4億7,530万6千円であり、前

年対比3,820万6千円、8.7%の増であり、各介護サービス給付費の増加によるものでございます。後期高齢者医療特別会計につきましては、当初予算額7,416万2千円であり、前年対比131万2千円、1.7%の減であり、広域連合納付金の減によるものが主な要因となっております。全会計では、当初予算額106億9,482万円であり、前年対比19億4,594万5千円、22.2%の増となります。以上、議案第35号、鹿追町一般会計予算及び第36号から第41号までの6特別会計につきまして、一括ご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案については、議長を除く10人の委員で構成する平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案については、平成28年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して会期中の審査とすることに決定しました。ここで暫時休憩いたします。再開は3時50分とします。

休憩 15時36分

再開 15時50分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、諸般の報告をいたします。休憩中の平成28年度各会計予算審査特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告をいたします。委員長には加納茂委員、副委員長には台蔵征一議員、以上のとおり互選されましたので報告をいたします。なお、平成28年度各会計予算審査特別委員会の日程が、3月16日、17日、18日、いずれも9時30分からの3日間と決定されましたので併せて報告をいたします。なお、16日は午前9時30分からと午後6時から開催をいたします。

---

日程39 議案第42号 定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する  
協定の締結について

○議長（埴淵賢治）

日程39、議案第42号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第42号は、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてであります。提案理由を申し上げます。この協定につきましては、平成23年7月に管内の全市町村が帯広市とそれぞれに協定の締結を行なったもので、その後、期間の経過とともに連携して取り組む事項に追加すべき事項、変更すべき事項があるため、本協定書第5条の規定により今回ご提案申し上げるものでございます。変更の内容についてご説明いたします。鹿追町は、帯広市と平成23年7月7日に締結した定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定を締結したいので、鹿追町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、別紙によりご説明を申し上げます。別表第1から別表第3までを次のように改めるといたしまして、定住自立圏の形成に関する協定書第3条、連携する取り組み及び役割分担で、別表1の1、医療、（1）救急医療体制の確保につきましては内容の一部を変更するものであります。2、福祉、（3）高齢者の生活支援体制の構築につきましては新設となるものでございます。3、教育、（3）スポーツ大会等の誘致につきましては新設となるものでございます。4、産業振興、（1）農商工・産学官連携及び地域ブランドづくりの推進につきましては内容の一部に変更となるものでございます。同じく（3）企業誘致の推進につきましては一部内容の変更をするものでございます。（8）航空宇宙産業基地構想の推進につきましては今回新設となるものでございます。同じく別表2、議案の185ページにありますが、3 移住・交流の促進の（2）結婚を希望する若者の支援につきましては今回新設となるものでございます。同じく別表の3、186ページになりますが、2、データ分析（1）圏域レベルのデータ集積・活用につきましても今回新設となるものでございます。以上、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第42号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第42号、定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定の締結については原案のとおり可決されました。

---

日程40 議案第43号 第6期鹿追町総合計画「基本構想」の見直しについて

○議長（埴淵賢治）

日程40、議案第43号、第6期鹿追町総合計画基本構想の見直しについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第43号は、第6期鹿追町総合計画基本構想の見直しについてでございます。提案理由を申し上げます。鹿追町まちづくり基本条例第31条の規定に基づき、計画期間が平成23年度から平成32年度までのうち、後半の5年間の後期計画見直しにつきまして、昨年7月に総合計画審議会に諮問をいたしまして、去る2月22日に答申をいただきまして、さらに当該答申の精査を終えましたので、議会の議決を賜りたくご提案申し上げるものでございます。内容をご説明いたします。第6期鹿追町総合計画基本構想を見直したいので、鹿追町議会基本条例第9条第2項第1号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、別冊お配りしておりますが、後期5カ年見直し版をご覧いただきたいと思っております。総合計画の構成につきましては、第1編、序論から第3編、基本計画の3編となっております。さらに章と節により構成されているところでございます。今回は、鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び鹿追町人口ビジョン2015に基づきまして、これまで展開してきました施策の最小評価をするとともに、新たな視点を取り入れた上で見直しを行い、後期5年間の指針を示したものであります。第1編の序論につきましては、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少や地域経済など、地方創生の推進と新規事業の実施や年度の更新による文言の整理を行なったところでございます。第2編の基本構想につきまし

ては、鹿追町の将来像で、平成32年度における人口をこれまでの5,700人から、鹿追町人口ビジョン2015で推計しました目標人口の5,421人といたしております。また、とち鹿追ジオパーク、瓜幕バイオガспラントなどの新規事業の実施や文言の整理を行なったところでございます。第3編の基本計画につきましては、序論、基本構想の整理に伴います基本目標、現状と課題、施策の大計、具体的内容の見直しをそれぞれ行なったところでございます。なお、詳細につきましては後程ご覧いただきたいと思ひます。以上、第6期鹿追町総合計画の策定についてご説明を申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第43号を採決します。今採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。起立多数であります。よって議案第43号、第6期鹿追町総合計画基本構想の見直しについては原案のとおり可決されました。

---

日程41 議案第44号 鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

○議長（埴淵賢治）

日程41、議案第44号、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第44号は、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。提案理由を申し上げます。過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正され、その有効期限が平成33年3月31日まで延長されております。現在、鹿追町が策定した計画は、平成22年度から平成27年度までの6年間の計画であり、新たに平成28年度から平成32年度までの5年間の過疎計画を策定し、北海道との協議が整いましたので議決を賜りたくご提



案申し上げるものでございます。内容を説明いたします。鹿追町過疎地域自立促進市町村計画を策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、別冊計画書の目次をご覧いただきたいと思います。目次の第1は、基本的な事項を記載しており、以下、第2の産業の振興から第10、その他地域の自立促進に関し必要な事項まで事項別に9区分で構成されており、その9区分毎に元凶と問題点、その対策並びに事業計画を記載をしているところでございます。各区分項目につきましてはお目通しをいただきますようお願いを申し上げます、個別の説明は割愛させていただきます。以上、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての内容をご説明いたしました。ご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって、議案第44号、鹿追町過疎地域自立促進市町村計画の策定については原案のとおり可決されました。

---

日程42 同意第1号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（埴淵賢治）

日程42、同意第1号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩します。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

提案の説明をいたします。同意第1号であります。鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現在、委員を務めております板垣敦夫氏が、平成28年3月21日で任期満了となることによるものであります。次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会委員の委員に選任したいので、地方税法第423条の第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記として住所、鹿追町鹿追基線2番地10、氏名、板垣敦夫、昭和28年8月27日生まれでありますけれども、経歴等については、今お配り申し上げました履歴書にあるとおりであります。氏は現在、評価委員1期目を3月21日で終了するわけではありますが、ご案内のように人格高潔で非常に物事に対して真面目に取り組んでいただく氏でありますので、続けてお願いをしたいということで、ご同意をよろしくお願い申し上げる次第であります。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、同意第1号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程43 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（埴淵賢治）

日程43、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩といたします。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでありますけれども、現在、擁護委員を務めていただいております宮下弘子氏が、28年の6月30日をもって任期が終了するというので、法務省釧路法務局の方から推薦をいただきたいということであります。次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので、議会の同意を求める。記として住所、鹿追町上幌内3線南2番地10、氏名、宮下弘子、昭和27年4月30日生まれであります。経歴等については、今お配りしてある内容のとおりでありますけれども、引き続き人権擁護委員として推薦をいただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本案については、当議会の意見は適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 16時11分

# 平成28年第1回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 2号

日時 平成28年 3月10日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1

一般質問

3番 畑 久雄 議員

8番 狩野 正雄 議員

1番 山口 優子 議員

10番 安藤 幹夫 議員

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員      2番 武藤 敦則議員      3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員      5番 加納 茂議員      6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員      8番 狩野 正雄議員      9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員      11番 埴渕 賢治議員

## 4 欠席議員(なし)

## 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田 弘志

農業委員会会長 櫻井 公彦

教育委員会委員長 臼井 あや子

代表監査委員 野村 英雄

## 6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本 新吾

総務課長	大井和行
企画財政課長	渡辺利信
町民課長	島かおる
農業振興課長	喜井知己
建設水道課長	津田祐治
商工観光課長	西科伸之
福祉課長	佐々木康人
瓜幕支所長	菅原義正
子育てスマイル課長	浅野富夫
病院事務長	菊池光浩
消防署長	松井裕二
会計管理者	川染洋子
ジオパーク推進室長	舟越洋二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員長の委任を受けて説明のため出席したもの

教育長	小林潤
学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成28年 3月10日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。

---

日程1

一般質問

○議長（埴淵賢治）

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

それでは、議長の了解を得ましたので、ただいまから通告に従いまして一般質問をさせていただきます。埋立てゴミの最終処分方法について提案申し上げるものであります。要旨、現在町民から排出されます埋立てゴミは、1日1,600キロ程、平成15年度より、町内上幌内地区において埋立てし、13年程経過して、残すところ2年余りで満杯と聞いております。埋立て地域の雨水等の浸水などは、検査後然別川に放水しております。それがいつまで続くのか見当つきません。これが現状であります。ゴミ処理については、市町村間の広域での処理、先のような埋立て処理、また、新たな方法による処理の3通りあると考えます。埋立てゴミ処理の基準として、以下の6点等考えられます。わが町のゴミはわが町の区域で処理する、莫大な投資はしない、自然を壊さない、安心安全な処理ができ、後世に負の資産は残さない、雇用の場を確保する等の点から、新たな処理方法を提案するものであります。国内特許取得済第4580388号、米国特許取得済USP No. 7648615B2の次世代型廃棄物処理装置ERC Mという装置であります。この装置は、補助燃料が不要、超省電力、1日5トンの処理で1カ月約4万円程です。24時間365日連続運転可能、塩化水素の発生が少なく、腐食対策などの保守が不要、炉内が低温のため耐火材が不要で普通鋼で製造できます。また、排ガスが少なく脱硝装置が不要、冷却水がいらぬという低コストであります。ゴミの減容率は100分の1～500分の1まで減容されます。あらゆる可燃性廃棄物をセラミックス状の灰に転換し、分別や前処理が不要、熱分解処理中ダイオキシン類、NO<sub>x</sub>類、煤塵が出ないというものであります。各種の濃度においては、分析のプロであります気象協会より数値が示されており、現在のゴミの量から5立方メートル程の装置で約9,500万円と聞き、他に比べ少ない投資で安心安全が確保できると考えます。私は、8年前より情報を得ながら1月、同僚とともに名古屋市の食品会社を視察いたし、その有効性を肌で感じてきました。前述した条件から、こ

の提案をぜひご検討いただきたいと考えます。町長のお考えをお伺いするところでありませう。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

畑議員からは、埋立てゴミの最終処分方法についての一般質問ではなくて、提案をいただきました。ありがとうございます。国では、近年の大量生産・大量消費・大量廃棄物の社会経済活動の仕組みを根本から見直しをして、循環型社会の構築をするために、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定をされまして、この法律の下で廃棄物処理法及び資源有効利用促進法が制定をされ、これが両輪となって、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進を図るほか、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法などの具体的な施策の展開により、循環型社会形成に向けた取り組みがなされており、これらについては、一定の成果をあげていると考えるものであります。本町では、平成9年度にごみ処理基本計画を策定し、ゴミ減量化及びリサイクル推進、ゴミ処理施設を整備し、適正処理に努めてまいりました。このことについては法に基づいて、当時課題になっておりましたダイオキシン問題等々含めて、全国的にも焼却という方法が減っている状況の中で、本町としても山村地帯の大きな、いろいろな容量を埋立てをする場所の確保等々に鑑みて今日の状況を作っているわけでありませう。平成16年より供用開始となった最終処分場は、15年の使用期間の計画であり、平成30年度終了を予定しておりますが、平成27年5月に実施をした残容量調査の結果、およそ2年の延命が可能であると想定されております。これも一重に、町民皆さまのご理解とご協力によるものであり、感謝をする次第であります。さて、畑議員が遠く足を運ばれて視察をされたゴミ処理機械E R C Mであります、無公害・低コスト・高い減容率と大変素晴らしい機械であることは氏の調査報告のとおりかと理解をし、私も今後検討しなければいけないと考えているところでありませう。畑議員おっしゃるとおり、わが町のゴミはわが町で、莫大な投資をしない、そして自然を守り、後世に負の遺産を残さない等、私もそれらについては全く同感であります。一方、こうした状況の中で、これまでのように自己完結型の処理方法に対して、ご案内のように地方創生、人口減少等々の問題課題が山積をする中で、近年は広域連携型の処理が注目を浴びているのも私は認識をしているものであります。私はこうしたことを踏まえて、これらも視野に入れながら、現在の最終処分場の閉鎖予定まで約5年間でありませうけれども、長い時

間というふうには思っておりません。現在も、今後につきましてどうあるべきかについて検討を重ねているところであります。今後のあり方につきましては、ご提案をいただきましたE R C M方法、これらも視野に入れながら、環境問題あるいは町民の利便性、そして経済性、加えて財源の確保等々を踏まえ、あるべき姿について検討をいたしたいと考えておりますので、今後につきましてもご指導賜りますようお願いをして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

ぜひご検討、ご研究いただきたいと思います。時間はたっぷりあるかと思いますが、そう長く見てもそんなに長くない時間だと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。そこでちょっとお聞きしたいことがあります。現状の雨水の処理の関係でございませうけれども、この場合のなんて言ひますか、あと何年かかってそれらを解決できるのかということ。その1点。それから、先程町長言われました広域での処理というこの問題点については負担金だとか、その年度によって使用料というか、手数料というのか掛るかと思ひますけれども、それらはどのくらい掛るかという2点についてお尋ねします。

○議長（埴淵賢治）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、畑議員から2点ご質問がございましたので、随時お答え申し上げます。まず最初の現状の雨水処理についてでございますけれども、これにつきましては、閉鎖後何年という期限は全くわからない状態でございます。処理を必要とする限り薬剤投入等の処理がなされなければ閉鎖すると、完全閉鎖ということにはならないということで、期間について明確なお答えができないのが現状でございます。2点目の、例えばというご質問で、広域処理の場合ですけれども、鹿追町が単独で広域処理に加入した場合の金額でございますけれども、加入負担金がおよそ4,600万程度、それから運営分担金というのがございまして、これが1,700万程度の試算はされております。ただし、ここで加入町が鹿追以外にも、その加入する時に鹿追町以外の町が同時に加入すれば、当然この負担金につきましては金額が下がるものというように私どもは伺っているところでございます。以上です。

○議長（埴淵賢治）



畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

負担金が約6,300万というようなご答弁でございますけれども、これは当初でしょうけれども、なんといいですか、2年、3年経ってくるとまた経営状態によって増える可能性、あるいはマイナスの可能性もあるだろうと考えますけれども、それは想像ですからご返答はよろしいんですが、ただ雨水の処理、これが非常に長くかかる。あの施設とか、あそこのゴミがなくなる限り続くという理解でよろしいでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

島町民課長。

○町民課長（島かおる）

はい、議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（埴淵賢治）

畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

本当にいつまでかかるかと、そういうことがわからないという状況であります。例えばこの私の視察したこの関係の提案につきましてのERCMというのは、そういった以前に埋立てであるゴミまでも処理できる装置なんですね。ですから、この装置があると、あそこはまた元に戻せるというような考えが可能になってくるかと思うんですね。そんなこと言っても私実際目で見たわけじゃない。機械を見て、それぞれいろんな利点をお聞きし、またその担当された吉川博士からも直接お話を聞いたりなどしまして視察してきましたけれども、いずれにしても、町民が本当に少ない投資で安心安全できる暮らしができるような方向でお考えいただけるよう、ぜひ時間もありますので研究・検討されますことをお願いして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

答弁。

○3番（畑久雄）

いいです。よろしくお願いします。

○議長（埴淵賢治）

あえて、答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今日はね傍聴の方も沢山いらっしゃるんで、あえてちょっとお話させていただきますけれども、この雨水というのはね、もうすべてにおいてなくなるものではないですよ。ただ、ゴミ処理場から出る雨水であるということから適正な処理をされなければいけないということ。当然閉鎖をすれば、上に覆土をして普通の浸透していく状況になればそれで終わりということで、半永久的にこれが続いて問題があるという問題でもないし、鹿追で今の埋立て方式をとったのは、今、ダイオキシンという問題があまりなくなった。当時は大変な状況だったんですね、このことが。そして、焼却をしている施設が、どんどん新しい装置を入れて数億円をかけて改善をしているという状況の中で、本町では焼却炉を適正なものを持ってなかった。いわゆる原始的な方法で、野焼きをちょっとこう加えながらの処理をしていた。これが北海道中、全国に放映をされて、これではいけないということ。そしてダイオキシンというのは焼却をすれば必ずそれは起こりうる問題と。紙1枚燃やしてもそういうことは起きるという認識から、本町では、各家庭でそれまで行なってきた焼却という方式を一切、まずやめていただいた。それから落ち葉等についても燃やさない。ただ一つ許されるのは、農業関係で発生をする殻だとか豆だとか、そういうものの法律によって許されるものについてはそれをオーケーしようということで、今現在もそれだけは許可をしているわけでありましてけれども、こういうものが、問題ある施設をずっとやっているのではなくて、これは安定型のしっかりした処理をしながらやっていく施設でありますし、今後上からの水が入っていかないという状況になれば、水処理もある程度短期間に終わるだろうというふうに考えておりますから、今やっていることが非常に問題のあれだというふうには私は考えていないし、今後もそういうことも含めて問題ない施設としての選択はしなきゃいけないというふうに考えております。日本ぐらいなんですね、一生懸命燃やして処理をしているのは。海外では埋立てが主流です。これは埋める場所があるだとかそういうこと。ですから、当時は農村地区では埋立てをしている町村も、今現在もありますし、決してその方法がダメな方法だというふうには私は認識をしておりません。ただ、今畑議員おっしゃるように、素晴らしい施設のようでもありますから、これも十二分に検討させていただくということで、ご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

それでは、以上をもちまして畑議員の質問を終わります。次、8番、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。標題は、季節労働者等雇用対策の充実と生活安定ということでございます。要旨を述べます。積雪と厳寒地であるこの地域では、冬期間の産業活動に著しい制約を受けるため、建設業や畑作農業を中心に多くの季節労働者が仕事を失うという状況を繰り返してきました。また、仕事を求め本州への出稼ぎをしていた人も、自身の高齢化もありリタイアしなければならない状況も生まれています。季節労働者のセーフティネットである雇用保険特例一時金も40日間であります。さらに、移住定住を考える人にとっても冬期間働く場所がない事は厳しい要因であります。高齢化が進む季節労働者の生活を守ることは、地域経済を維持するためにも重要であることから、雇用対策と生活安定対策について伺います。1、季節労働者等が冬期間に就労できる対策の拡充。2、生活安定に視点を置いた対策。3、十勝北西部地域雇用対策協議会が実施しておりますセミナーの本町からの参加者の実績は。4、地元にある資源を活用した仕事や事業の掘り起こし等ができないか。以上についてであります。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

狩野議員からは、季節労働者等雇用対策の充実と生活安定ということで、内容4点に亘ってのご質問でありますので、順次お答えをさせていただきます。1点目の、季節労働者等が冬期間に就労できる対策の充実についてお答えを申し上げます。現政権は、経済最優先の姿勢を改めて強調し、地方創生や国土強靱化を進めておりますが、今現在、地方を取り巻く環境は依然として厳しいものがあるわけでありまして、景気回復を実感できないというのが現状であります。このような中、本町におきましても冬期間の就労対策としてしかりべつ湖コタンのブロック作りや、環境保全センターでのチップ作り（おが粉）などの失業対策事業を実施し、昨年度は1月から3月の間、延べ日数におきまして52日間、人数においては312人（登録者は15名）の方が作業に従事いただいているところであります。しかしながら現在、作業量にも限度がありまして、なかなか安定的な仕事が確保できていないというのが現状であります。今後は、直営作業の掘り起こし及び民間事業者等からの就労情報を収集し情報提供を行なっていきたいと考えているところであります。次に2点目の、生活安定に視点を置いた対策についてでありますけれども、本町では勤労者の方に対して、勤労の安定と生活の健全化を図るため、急に資金を必要とした場合、鹿追町

勤労者融資制度を町が指定する金融機関（北海道労働金庫帯広支店）にその扱いをお任せをして、一定金額融資をしているところであります。資金の用途としては、教育あるいは疾病、冠婚葬祭等々でありますけれども、金利は1年0.85%～1%での償還期限を7年として実施をしているところであります。今、1月末現在において、わずか2名でありますけれども利用されているところであります。これについては、さらにPRをしながら必要とする方に対しては積極的に融資をしていきたい、このように考えております。次に3点目の、十勝北西部地域雇用対策協議会が実施をしているセミナーへの本町からの参加者でありますけれども、ご案内の協議会は、季節労働者の方々が通年で雇用されるように国が実施をする通年雇用促進支援事業を行うため、十勝北西部8町、音更・士幌・上士幌・鹿追・新得・清水・芽室・幕別で構成して、ハローワーク等の関係機関と連携をし、通年雇用促進のために行うものであります。事業として議員ご質問の労働者向け通年雇用支援セミナー、雇用相談窓口、季節労働者資格取得促進事業等があり、すべて無料となっております。そこで、ご質問の参加者でありますけれども、本年度、本町からの参加は1名であります。また、制度発足後、19年より現在までに10名の方がセミナーに参加をして通年雇用に結び付いているケースもございます。今後、さらに協議会への相談窓口の周知等々を図りながら、事業参加ができるように進めていきたいとこのように考えているところであります。次に4点目の、地元にある資源を活用した仕事や事業の掘り起しであります。ご質問の1番目と一部重複をいたしますが、直営作業の掘り起し等、まだまだ地域の資源を活かしきれていない、こうした現状を踏まえながら、どういうものがあるのか、さらに発掘に努めていきたいというふうに考えております。また今、バイオプラントで行なっているチョウザメ、マンゴー、あるいはサツマイモの加工等々についても、それを視野に入れながら研究をしていくべきというふうに考えているわけであります。ご案内のように、説明の商品化につきましては、寿勤労会の方が5名程冬期間働いておまして、これは、雇用の促進に役立っているというふうに考えておりますし、今後、4月1日より本格稼働をする瓜幕バイオガスプラント、この余熱利用につきましても、私は新しい産業の創出に向けて熱の活用をしていきたいと、このように考えているところであります。これについては、議員皆様方とも相談をさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、こうした資源を有効に利用しながらお話の雇用の促進、そして、それらの生活の安定に一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、今後につきましてもご指導いただきますようお願いをして答弁に代えさせていただきます。ありがとうございます

いました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

順次説明しますが、季節労働者の、本当に生活実態というものを知っていただくと同時に、少しでもこの町で仕事が回り、お金が回り、なんというんですか情報が回る。そういった仕組み作りができればもっといいんじゃないかなというふうに思います。そういう中で、季節労働で失業対策事業で取り組まれていることに非常にこれに従事している人は感謝してるんですね。生活の本当に足しになるというか、生活の本当に自分で稼いだお金だという事で、非常にそういう仕事ができるということに喜びを感じております。ですから、然別湖コタンの作業に冬、1月従事していた人も出来栄えに感動しております。自分が作ったものが、こんなにいろんな台湾から来た人とか本州から来た人が、こんなに見て喜んでもらえる、こんないい仕事はないなということを口々に言ってます。ですから、そういった人たちの仕事としてこれからもお願いしたいということもお願いします。それから、季節労働者というのは、12月からだいたい11月、農家ですと11月で仕事切れるんですけども、それから春の3月、4月一杯か5月の連休明けになって、やっと親方からおい、出てこいということなんですね。もちろん土木と建築で働く人たちも4月は仕事が全くないんです。3月一杯は季節労働の失業対策事業であるけども、それ終わったら4月いい天気になってきた、その時に今日も仕事ない、明日もない、なかなか畑始まんないから親方からお呼びもかからないという状況であります。そこで、提案というかこういう方法ができないかということでお聞きするわけですけども、新年度予算になりますけども、引き続き予算が執行の形を4月も仕事がそういうことでできないかということをご提案するわけです。というのは、過去に雑木切りということで、笹川墓地の五葉松をずっと周辺バーッと伸びちゃってるんですよ。その時、周りの景観を良くするために切ってくださいということで仕事が発注され、皆さんも労働者の人はもちろん、高所作業車とかチェーンソーも使いますし、剪定も上手です。プロ集団がやる仕事であって短期間で片付けました。しかし、その中で言われたことは、これ暖かい時にやれたらなと言うんですよ。まさに吹雪の中の作業だったんです。吹き付ける寒さと、それで除雪しても次の朝行ったら埋まっているんですよ。また、手で除雪して機械を設置して作業する。非常に効率悪いなというふうに言われたんですよ。ですから、できれば4月、雪融けてそういう作業が可能になったときに

できれば、もっともっと効率良く、もっともっといい仕事ができるということを口々に言うわけですよ。ですから、そういう季節の時期にあった仕事の発注というものを考えてもらいたい。そうすることによって、雪に隠れている下が地盤見えないということは非常に作業する人にとっても怪我するんでないか、事故起きるんじゃないかと常に不安との戦いで仕事に当たるわけですよ。ですから4月、年度変わりですけども、季節労働者はまだ仕事はないんです。その間の繋ぎをなんとか考えられないかということをもっとお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

おっしゃられるとおり、雇用の形には夏の期間にある程度限られるというそういうものもありますから、季節労働者と、厳しい北海道の状況の中では、そうした期間どうしても仕事に恵まれてないという実態があります。これは補完をするために失業対策ということのある一定の国の支援もあるわけでありましてけれども、やはり、自らが汗して得たお金、そして仕事を行うことの喜び等々も感じながら働くという事が一番いいわけでありましてから、今のお話も含めて新しいそういう対策等々について一生懸命考えてみようと、先程一般質問の本文の中でもお話したとおり、瓜幕のバイオプラントのエネルギーですね、中鹿追のプラントを比較すると、約倍の余剰熱があるのではないかと、ある程度の数字が出てきておりますので、これらも含めてなんらかの方法を考えていきたいと。そして、今お話の季節労働の方も、そうしたところで少しでも働けるような方法がないか研究をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

1番はそういうことでぜひよろしくお願ひします。次、2番の生活安定に視点を置いた対策ということで、先程そういう制度というものもってるんだということでお聞きしまして安心しました。特に相談されるのは、子どもが高校に合格して4月からそっち行くんだけども、まとまったお金が必要なんだけども、金融機関に借りに行ったら保証人が必要だとかいろいろ言われる。仕事俺今失業中で、失業中の友人に保証人を頼んでも厳しいんだと。そういう中で、ぜひこういう町の制度があるということを広報なりしていただいて、15の春を泣かせないような対策としてあるんだということを広報しっかりしていただき

たいなど。返済も先ほど聞きましたら7年間の猶予があるというんで、そういう猶予もあってね、そういう制度が有効に活用できるように検討していただきたい。どうしたら使いやすいことができるかということ、ぜひお願いしたいんです。いかがですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

はい、お答えします。ただいまの議員からの関係、勤労者の融資制度でございますが、先程、町長の答弁もございましたように、今年度は金利0.85～1%ということで、変動はしているんですけども、かなり低金利で限度額50万という事で借り受けできます。また、今議員ご心配しておりました保証人の関係でございますけれども、これにつきましては保証協会を立てるという形になりますので、保証協会に支払う料金は一部かかりますけれども、個人的に保証人を探すという必要はなく、保証協会に対応できるという形になっておりますので、先程おっしゃられたように広報等でこれからも周知していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（埴淵賢治）

2番について再質問。

○8番（狩野正雄）

2番はいいです。

○議長（埴淵賢治）

はい、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

3番目のこれは、名称はちょっと違ったかもしれませんが、通年雇用なんとかという名称だったかもしれませんが、だけど、その目的はやっぱり季節労働者がちゃんとした形で、それからまた通年雇用も結び付くような支援制度だというふうに理解するんですけど、いかんせん参加者が実態としては少ないと。8町村ですか、帯広市も入って北西部以外もそういうまとまって、あとは池北線の方であったり南の方であったり、そういう地域地域に分けてやっているセミナーというか支援制度なんですけども、やはり1人しかいないとか数人しかいない、全体で取り組んでもそれしかいないというのは、どこかにこの制度の弱さがある。実際行った人も、パソコンのそういう表計算、エクセルとかワードの説明だったと言ったり、ファイナンシャルプランナーという人が来て、有益な資金運用のこ

とを話されて、お金がないのに資金運用のことをされても二度と行かないということを書いたんですけども、やはり、今労働者が必要としているスキルアップできるような、そういう制度を考えるべきでないかと。特に、親方というか農家の親父さんから言われるのは、それからまた建設会社の担当者から言われるのが、うちに来ている出面さんでフォークリフトを自由に使えたら助かるんだけどな、それからトラクターちょっとでもいいから動かしてくれれば本当に助かるんだなということを書きます。また、ちょっとした草刈りをやってほしい。家のとか倉庫の周りとか畦とか、そういう時に刈払機をちゃんと安全に使ってくれれば、すごくその人を使っても助かるんだよなと親方がそういうふうに言います。だけど、そういう人たちはフォークリフトの資格を取りに行くだけでも10数万円かかるんです。専門の機関に行くと。それだけ季節労働者がそういうものを取りに行くときに自腹を切ってまでといったら大変な負担なんです。だからそういう協議会とかなんかで本当にそういった講師をちゃんとやって、そういう働く人の今何が必要なのかというものをよく考えて、そういうセミナーとかそういうものをちゃんと教育できる機関に、教育できるセミナーというものをどうしたらできるかというのを十勝全域にあるかもしれないけど、本当に考える必要があるんじゃないか。やっぱり、働く人も雇用する人もお互いに良い、本当に良かった、また来年もこの人に来てほしい、思わせるような、そういうスキルアップの方法ができれば本当に良いんじゃないかと思うんですけどいかがでしょう。

○議長（埴淵賢治）

答弁、西科商工観光課長。

○商工観光課長（西科伸之）

お答えいたします。議員のご指摘のセミナー関係でございますけれども、確かに受講数が少ないということと、中身につきましては議員がおっしゃられましたように、パソコンだとかいろいろあるわけですけども、そのほかにも技能講習といたしまして先程おっしゃってございましたフォークリフトの運転技能講習だとか、玉掛けだとかいろいろございますし、また、そのほかにも介護職員の初任者研修等、こういうセミナーもございますので、我々といたしましても周知不足があったのかなと思ひまして、今後はこれらに力を入れてセミナーの開催等の周知を徹底を図っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

3番についていかがですか。再質問。



○8番（狩野正雄）

いいです。ぜひ3番のことについては、ぜひそういう方向で。

○議長（埴淵賢治）

あと再質問は。

○8番（狩野正雄）

4番。

○議長（埴淵賢治）

はい、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひそういう形でスキルアップ、それから本当に自信を持って働くような人材育成に視点を当てたそういうものを考えていただきたいと思います。4番に移ります。地域にある地元にある資源を活用した仕事、それから事業の掘り起し、先程町長の答弁にもありましたように、地元の資源、いろいろ鹿迫は挑戦している。私は素晴らしいことだと。サツマイモやる、それからマンゴーやる、チョウザメやる、いろんなことに挑戦している。それからバイオガспラントで水素をやる、バイオガспラントで電気を起こす。いろんな挑戦、こういうまちづくりというのは、非常に希望を持てるというふうに私思います。その中で地元にある資源をどう活用するかという事で提案というか、ことなんですけども、昨年栃木県の茂木町に見に行きました。視察研修を受けてきました。その中で、やっぱりその町、茂木町というのは、非常に地元にある資源を無駄なく効率よく、そして新しい商品をどうしたら作れるか、世の中というか、市場の中でよく調査をしている。市場の調査をしたことによって、少量でも多くの品種をそういう使う人のために提案している。そういう実態が伺えました。というのは、栃木県の茂木町の山には、いろんなクヌギだとかいろんな広葉樹の木が生えております。その葉っぱを町内のお年寄りとかなんかに、このくらいの袋を渡して、袋に山の木の葉を集めてもらってるんです。木の葉っぱ。それを持ってきたらお金に替えてあげるんです。そしたら町民は木の葉っぱが金になるぞということで非常に元気になって、病院に入院してた人も一生懸命集めているんです。お金が絡むとこれ程元気になるかなというふうなことを言ってましたけども、実際ちょっと買い取ってあげて、それをなぜ買い取るかという、次の新しい原料、材料として大切に活かすために貴重に使ってるんですね。ですからその葉を、野菜の美味しい実のなる野菜、それから綺麗な花を咲かせる肥料、それから何と言いますか鉢物、菊の栽培に適した肥料というか土

ですね。そういうものに活用していく。また、竹藪の竹を砕いてそれを餌にしたり、それから焼いて墨にしてそれを脱臭剤に使ったり、そういう消費者のニーズを極力きちとつかんで、少量であるけれども必要な人に必要な量だけ届けている。あの姿勢は非常に勉強になりました。鹿追でもやってないかと言えば非常にうまいことやったなと思うのは、十勝川の河川敷にある堤防ですね、堤防の草を開発から買ったんですか、買ってるんじゃないかなもらってるのかな、あれを十勝川の堤防から今まで処理に困ったやつをバイオガスプラントで引き受けているわけです。ですけども、それをそのまま引き受けるということに、さらにきちと管理されているんですね。屋根のあるところにきちと入れてる。あれば野ざらしにしたら腐って活用できないんですよ。きちと保管庫に入れてることに意義があるんです。そうすることによって、次に水分調整材、バイオガスプラントの発生のそういうところで使ってる。資源はきちと管理されてこそ、材料を管理されているからこそ資源なんです。野積みにしてやっちは資源じゃないんです。廃棄物なんです。だから資源か、それから廃棄物かの違いはそこなんです。だから、きちとそういう材料を、資材を管理するようなことは、非常にこれからあれはいいことですから、これからバイオガスのプラントでチップとかそういうものを作ることもあると思うんです。今実際やってるんですけど、それをきちと管理する。そうしないと夏の間野積みされていたら浸透して、雨水が浸透して、いざ作業するとなったらカチンカチンに凍って氷の山になっちゃったんですよ。そういうチップが。氷の山になったらどうなるかという、もう二進も三進も<sup>にっちもさっちも</sup>作業はできません。製品にならないんです。ですから、これは製品を作るんだぞという観点から考えると、きちとそういう資源という頭で保管庫にきちと入れる。それからフレコンバックに入れて貯蔵すると。そういう貯蔵とか保管とかそういうことを真剣にどうしたらいいかということを考えていただきたい。まずその点、こういう考えはどうですか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

資源を管理をするということについてはそのとおりでありますけれども、その管理されるものが、どうあることによって活用にされ活きるのかというようなことを考える上では、屋根のあるものの中にすべて入れて、莫大な施設を作って管理をするという、そういう方法もあるでしょうけれど、そういうことをしなければ資源として活用できないのかと。例えば今ちょっとお話ありましたが、雑草を実は保管してあるんですね。開発からもら

った、これは、私は屋根の所に入れて保管するのではなくて、早く水をかけるかなんかしで発酵させて、そういう状況のものをプラントに入れておくべきでないかというふうに私は実はそう思っています。ですから管理の仕方には、やっぱりそれをどういうふうにするかというね、そしてどういう入れることによって役立つかということを考えての保管の方法が私は管理だというふうに思っておりますので、その点ご理解をいただければというふうに思っております。先程、落ち葉なんか、これなんかも本当におっしゃるとおり、あれも考えてみれば私は非常に大事な資源なんですね。それでかつて花を、今本町がやっているその腐葉土として何とか作ることができないかということで、ある団体にお話を集めていただきました。あれもなかなか素人ではね、ただ穴掘って土の中に入れておけば腐葉して肥料になるかというのと違うんですね。やっぱり曝気、空気を入れて発酵させなければならぬということでもありますから、そういう管理をきちっとして、そして肥料として役立つという方向にもっていかなければいけないというふうに思っておりますので、開発からいただいたものについては、私はやっぱり、そうですね、できるだけ早くそういう方法での処理をしていきたいというふうに考えておりますので、保管庫に入れて大事に置いておくのも、あるいはある意味保管管理でありますけれども、有効を要することがいわゆる私は管理だというふうに考えておりますから、ご理解をいただきたい。

○議長（埴淵賢治）

再質問、狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

ぜひ、そういった管理のあり方を考えていただきたいと思います。最後に、これは河川とか十勝川の、そういった草の処理からヒントなんですけども、外の町で例えば明渠とか河川敷とかいろんなところから雑木が出ると思うんです。その処理にお金を払っているんだと。で、大変なやっかいもんだと。そういう雑木とかなんか出た時には、鹿追で広域連携という形で、鹿追に持ち込んだら処理できるくらいなことを考えたらどうかなというふうに思っていますね、それをまた鹿追では活用してバイオガスプラントで使うとか、それからまた街路樹とか公園の下に、木の下にそういったチップを撒くとか、それとか馬の道でそれを撒いてウッドチップのコースとか、人間が走ってもいいだろうし、また、秋になるとそこからキノコが出て、そのチップの道でキノコ狩りができる。そんな町ができれば面白いと思うんですけどいかがですか、町長。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

それが企業化というか、できれば非常にいい案だというふうに思った。問題は、よその町からそういうものを持ってきて誰が運んでくるのかですね、その辺もやっぱり大きな課題というふうに思っておりますんで、それこそ今現在は、それぞれの町でそういうものについてどういう処理をしているかわかりませんが、少なくとも本町では、それらも資源と考えてバイオプラントに入れる調整材ということでの処理をしておりますので、できれば、今おっしゃられたようなことも可能であれば考えてみる必要ありますんで、いつかの機会に町村会でそういう話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（埴淵賢治）

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

その際誰が運ぶかという事になったんですけども、わが町にはこの能率で非常にコンパクトな移動式の樹木破砕機というのを導入してるんですよ。ああいう機械を積極的に活用されて非常に能力の高い機械ですからね、その機械を移動式ですから、トラックで運んでってその現場で下してダーッと砕いて、あとフレコンバックに詰めて運ぶとか、ダンプにったらがさばらないし現場処理も可能だし、そういったすごい能力のある機械を有効に活用して新しい雇用の生み出しとか、新しい事業の発掘をぜひ考えていただきたい。こう思いまして。いかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁はいります。喜井農業振興課長。

○農業振興課長（喜井知己）

それではお答えをいたします。狩野議員さんおっしゃるとおり、自走式というか、移動可能な破砕機導入をいたしておりますので、今ご提案ございましたとおり、その有効活用をさらに進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○8番（狩野正雄）

ぜひよろしく願いしてこれで質問を終わります。

○議長（埴淵賢治）

これで狩野正雄議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分

再開 11時10分

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

1番、山口優子議員。

○1番（山口優子）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。子どもの放課後の居場所づくりと学童保育所のあり方についてという標題で、答弁は町長にお願いいたします。少子高齢化、人口減少社会を迎え、教育、保育、地域の子育ての支援の質、量ともに、さらなる充実を図るため「子ども・子育て支援新制度」が2015年4月に施行されました。鹿追町においても認定こども園がスタートし、第3子の保育料無料化、中学生まで医療費無料、また、病後児保育や不妊治療、妊婦健診に対する支援なども充実してきています。また、子ども向けの無料イベントも多く、ふれあい2015やスノーパラダイス、アートキッズクラブなど、工夫された楽しいイベントが沢山企画・実施されており、多くの親子たちから大変好評を得ています。また、プールやスケートなど各種スポーツ教室や少年団、サークルも充実しており、親の経済的負担も少なく、子どもたちがいろいろなスポーツや習い事に挑戦できる環境にあることは大変素晴らしいことと感じています。そのような恵まれた環境ではありますが、「子どもの放課後の居場所」について、子育て支援、子どもの心身の健全な育ち、高齢者の生きがいづくりの3つの視点から現状の課題の解決を提案させていただきます。まず、学童保育所（放課後児童クラブ）について。児童福祉法に基づき、「親の就労支援」の目的からのスタートであったが、親のニーズが多様化してきており、学童に預けたいが、時間や料金の都合がつかず利用していない潜在希望者がたくさんいる現状にあります。1、現在の受け入れ時間は8時～17時45分であるが、認定こども園の預かり時間と同じ7時30分～18時30分にするのが兄弟のいる家庭にとっても助かるかと思う。また、第2、第4、第5土曜日が休みなので、土曜日毎週開所できないか。2、料金について。現状は月ごとに3,000円プラスおやつ代2,000円ですが、月の途中の入退所、長期休暇中のみ利用したい、習い事があるので週に2～3日だけ利用したいというニーズも多いので、保育料金の日割り計算に対応してもらえないか。3、現状では、定員65名に対し、保育係が2名と全員に目が届きにくい環境にある。また、特別な支援を必要とする児童も同様に受け入れをするのでなお

さらである。そこで、鹿追町の既存の育児サポート、育児ネットに登録している会員や寿勤労会、または有償ボランティアを数名募集して見守りの充実を図るのはどうか。4、保育の内容について、「子どもの心身の健全な育ち」の視点から、現状の「自由遊びの見守り」にとどまらず、文化的体験などができる機会を充実する方向が、国の「放課後子ども総合プラン」の指針とも合致する。その際、高齢者ボランティアの方などに指導者になっていただければ、「高齢者生きがいづくり」にも大いに寄与すると思うがどうか。5、笹川小学校、上幌内小学校、通明小学校の児童で学童保育希望者がいれば、スクールバスなどで学童へ（通明小はうりっこルームへ）送るような対応も必要と思うがどうか。学童保育以外の放課後の居場所について。6、小学生に限らず、中高生においても「町内に勉強や読書ができるような空間が少ない」という声がたくさんある。町立図書館の2階の会議室を自習室として開放しては。併せて、現在18時までの図書館の開館時間を19時にする対応は。また、町民ホールの1階ロビーと2階ロビーに勉強ができるようなテーブルを数台設置し、本棚も置き、自習室の機能と図書館の分館機能を持たせるのはどうか。または分館にするのが難しいのであれば、毎年2,000冊ほど出る除籍対象図書と寄付による本棚を作り、自由に利用してもらうのはどうか。7、出入り自由の「児童館」が欲しいという声について。現在、新こども園舎建築検討中の計画の中に児童館も検討中ではあるが、児童館の機能(国の施策の中の「放課後子ども教室」)は既存の建物でも実現できるかと思う。例えば、町民ホールのロビーなどで、主に小学生を対象に、これも高齢者ボランティアさんに「人生の達人塾(仮)」として、昔の遊び(例えば、将棋、囲碁、折り紙、けん玉、編み物、お手玉など)を教えてもらうのはどうか。現在の子育て世代の親たちは、ゆっくりと子どもと将棋をしたりする時間がなかなか取りづらいですし、また、教えられないことも多いので、このような昔遊びを教えてもらえればありがたいかと思います。このような昔遊びは子どもの脳の発育にとっても良いし、子どもたちも大変喜びます。子育て支援、世代間交流、高齢者の生きがいづくりと、3世代にとってメリットがあります。鹿追の保護者の中では、プールや図書館がすべて休館日で行くところがないという、いわゆる「月曜日問題」がありますが、この「人生の達人塾(仮)」をまずは週1回、月曜日の15時～18時半で始めてみるのはどうでしょうか。以上、現状の課題、保護者からの要望を踏まえ提案させていただきます。町長のお考えをお聞きします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員からは、子どもの放課後の居場所づくりと学童保育所のあり方についてということでご質問をいただきました。7点に亘っております。順次お答えをさせていただきます。学童保育所は、労働法により昼間保護者のいない家庭の小学校1年生から4年生までの児童を対象に、児童の保護及び遊びを通して健全育成、指導を行う事業であり、町では社会福祉協議会に、今、業務を委託をして実施をしているところであります。まず、1点目の、学童保育所の受け入れ時間と土曜日の開所の関係でありますけれども、現在学童保育では、平日は下校時から午後5時45分まで、また、第1・第3土曜日や参観日などの振替休日には午前8時から午後5時45分までの間、保育を実施しているのが実態であります。第1・第3土曜日の利用状況は、1日当たり1ないし4名、しかも午前中までの利用が大半でありまして、今後、この少ない利用状況の中で時間の延長、あるいは土曜日の開所がどうなのかについて、さらにニーズについて把握をさせていただきたい。利用が多ければ、その段階でご提案の内容に沿った考え方を持っていくのも必要というふうに考えているところであります。2点目の、利用料金の日割り計算に対応してもらえないかというご質問ですありますけれども、学童保育には、家庭に代わる毎日の「生活の場」となるための欠かせない要件があります。それは「継続して利用する子どもたち」の生活の場としての機能であります。学童保育は、単に子どもを預かるということだけではなくて、「親と指導員と一緒に子育てする」という性格が強い施設でありますので、習い事があるので数日だけ、あるいは数時間預かってほしいという、そういうニーズに対しては、なかなか馴染みにくいのかなというふうにも考えているところであります。また、日割り計算も含め、利用料金についても引き続き検討をさせていただきたい、このように考えているところであります。3点目の、育児サポート、育児ネットまたは有償ボランティア等で見守りの充実についてでありますけれども、ボランティア育成の観点からも十分に研究をする必要があると、このように考えておりますので、お話のとおり、いわゆる高齢者等との相互のボランティアとしての開発ということも考えていく必要があろうかというふうに思っております。4点目の国の放課後子ども総合プランにつきましては、文部科学省及び厚生労働省が連携の下、総合的な放課後対策を推進するとされております。本町におきましては学校教育、社会教育との連携の下で、高齢者の生きがいづくりに寄与できるシステム作り等々についての研究調査も併せて実施をしていこうというふうに考えているところであります。5点目の地域の児童で学童保育の送迎の対応が必要という質問でありますけれども、

そのニーズにつきましては、状況をさらに踏まえて対応ができるのかどうかについて考えていきたい。現在のバスの運行等々の状況の中では、非常に困難というふうにも考えられるわけでありまして、こうした、議員おっしゃられるような問題に対して応えるのが行政でありますから、これらについても十分検討させていただきたい。何らかの方法がないのか考えてまいりたいというふうに思っております。次に、学童保育以外の放課後の居場所についてお答えをいたします。女性の社会進出や共働き世帯などが増えて、子どもたちの放課後の過ごし方につきましては、安心して安全な居場所づくりが求められております。本町におきましても、学校が終わった放課後の過ごし方、図書館で学習をしている生徒や、町民ホールあるいはスポーツセンター等で時間を過ごす子どもたちがおり、山口議員のご指摘のとおりというふうに思っております、その必要性については承知をしているところであります。私は、これらの施設をどういうふうにすれば使えるのか、これについてもできないという前提に立つのではなくて、やろうと、必要があるという前提で、今後管理をしている各課、あるいは部署との協議をしてきたいというふうに考えております。6点目の、小学生に限らず、中高生においても町内に勉強や読書ができる空間が少ないという声がたくさんあるということでありまして、ご提案のいただきました、町立図書館2階の会議室を自習室として開放してはということにつきましては、これについては2階ということで、非常に管理の問題等々もありますから、必ずしも2階でなくても、そういうスペースがないのかどうかについて今後検討していくというふうに考えているところであります。次に、図書館の開館時間を19時にする対応は、についてでありますけれども、現在、毎週金曜日に19時までの開館時間の延長を行っており、その18時から19時までの利用実績は、全く利用がないという時も数日あるというふうに聞いております。開館をしているということについては、やはりそれを管理する職員の配置等もなければならぬわけでありまして、いろいろと経済的な問題もありますので、さらに、今のご提案に対しての対応の仕方、その必要性等々について十分調査をして対応してまいりたいというふうに思っております。次に、町民ホール1階ロビーと2階ロビーに勉強できるようなテーブルを数台設置し、本棚も置き、自習室の機能と図書館の分館機能を持たせると、分館にするのが難しいのであれば、毎年2,000冊ほど出る除籍対象の図書を置いてはどうか。これらを有効してはどうかという提案であります。これらについては、私は全く異論のないところでありまして、今後そういうことが可能かどうか、開館の利用の状況と併せて考えてみる必要があると。私は、公共施設というのは、有効活用されて初めてその



価値があるわけでありますから、すべからくやるという方向での検討をしていきたい。これについても管理をする部署との調整が必要と考えておりますけれども、今後詰めていきたいというふうに思っております。7点目の、出入り自由の児童館が欲しいという声についてでありますけれども、人生の達人塾についてであります。ご提案のとおり、子どもたちが高齢の方々と昔の遊びを一緒に行うことにより、子どもたちにとっては、昔の遊びが新たな発見であり、高齢者にとりましては社会参加、社会貢献の自助ということで、そうした塾の開設をしてはいいのではないかというお話でありますけれども、お話のとおり、私もその通りだというふうに思っております。核家族をする中で、そうした触れ合いのない子どもたちが大勢いるわけでありまして、何らかの方法でそういう機会を設けることができれば非常に良いというふうに思いますから、これについても関係と協議をしながら進めていこうというふうに考えております。いずれにしても、放課後の居場所づくりは、子どもたちの適切な遊びや生活の場の確保として、小学校の空き教室や公民館などを活用しながら地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行い、子どもたちが健やかに成長できるよう、地域・学校・行政が連携して協力体制を整えていかなければならないと考えております。子どもの安心や安全を確保するにあたっては、保護者や管理をする大人の視点だけではなくて、子どもの考え、子どもの意見等を尊重するということが大事かというふうに思っております。今回、山口議員より町民ホール・図書館の利活用や「人生の達人塾（仮）」など、非常にユニークな提案をいただきましたけれども、これらについては、十分その可能性、施設も含め、財源も含め、そしてニーズも含めて検討させていただきたいというふうに思っております。いずれにしても、子どもたちが学校、放課後ですね、下校した後、鍵っ子等々については学童保育ということでの対応をされているわけでありまして、それ以外の子どもたちも、私はこういう農村地帯においては同じような環境下にあるのではないかというふうにも思われるわけでありまして、これらをどうすべきなのか、学校で行なっていることをさらに延長して、同じことを同じ対象に枠を広げることになれば、莫大な予算と施設が必要になってきます。どこまで対応できるのかについても考えなければならぬわけでありまして、ここまですれば、果たして地方自治体、町村だけで取り組める問題なのか、今子どもたちが健全に育つためには、やはり、総合的な国のそうしたことに対する対応も極めて必要だというふうに思っております。私は最近非常に思うのは、これは申し訳ないけれども、教員、先生方に非常に市町村に住まない、通いの先生方が多くなっております。これも私

はある意味、子どもたちが下校後、社会の中で生活する上では、先生というのは、ある意味では非常に頼りにする。そして、大人の目、大人の指導、そうしたものが有効に子どもたちにとっても作用する時間ではないのかなというふうに思うんですけども、そうした状況が、教育現場においてもそういう状況が出ているということを考えますと、教育ということに対する大人の、やっぱり考え方について一考を要する時期が来ているというふうに思っております。私も教育の現場にはおりませんが、教育行政を担った時期がありますけれども、やはり、先生というのはその町に住んで、下校後も教育、授業を行うということではなくて、やはり子どもたちにとっては素晴らしい指導者としての社会的な役割を發揮をするような、そういう教育環境、生活環境が望ましい、このように思っておりますので、どうか今後も一層子どもたちが健全に生活ができるようにご指導をいただきますようお願いをして、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ただいま、標題に基づいて7項目に亘っての質問でありますので、中に十分に説明いただいたと、納得したということがあれば、次の何点目からということを表示をお願いします。再質問ありますか。山口優子議員。

○1番（山口優子）

非常にご丁寧の一つ一つ答弁してくださってありがとうございます。町長おっしゃる中で、保護者のニーズ、子どもたちのニーズの把握に努めて今後必要性があるかないかということも総合的に検討してくださるというお話でした。ニーズの把握については、どのように行なっているかということも1点再質問とさせていただきます。今回、いろいろな人にお話を聞いたんですけども、社会福祉協議会や福祉課の方にはこういう要望とかがあまり上がってないということも聞きました。学童に入る時に説明会というのはあるんですけども、一度入ってしまうと、そのあと要望などを言う機会が、年が変わってもそれ以降はそういう機会がないと。個々で要望上げればいいんですけども、お母さん方に聞くと、やはり無記名のアンケートなどを実施してくれないとなかなか要望が言いづらいというようなことがあるそうでございます。例えば学童について、1日保育の日は携帯ゲームの持ち込みが可である。持ち込みができるという事であったりとか、保育の内容のカリキュラムについてとか、今学童では外遊びができない、外に行ってはいけないということになっているんですけども、そういうことについても保護者の要望はどうなっているのかというお話もありました。そういうアンケートや保護者の会などの場も必要ではないかな

と思います。今、利用している人のニーズについての把握でしたけれども、利用していない人のニーズというのもまたあると思います。現在鹿追町に学童保育の待機児童というのはおりませんが、時間や料金の面でニーズが合わずに利用の申し込みをしていなかったり、母親が仕事を辞めてしまうというようなケースもあります。これは、待機児童にはカウントされないので、待機児童ゼロというふうになってますが、本当の実態はどうかと。また、学童に入りたいけども入っていないという子も実際います。その子たちは仕方なく兄弟もいるのかもしれませんが、一人で家で留守番をしているというような状況にあります。利用していない理由が料金なのか、時間なのか、内容なのか、また、利用していたけれどもやめてしまったという人の理由、これらも把握が必要かと思います。鹿追でも不審者の目撃情報などもゼロではなくたまにありますし、防犯の面、防災、安全の面、また子どもたちの健全育成の面からも、学童保育対象である児童が学童保育に通わず、家で一人で留守番しているというような状況は危惧される状況なのかなと思うので、そういった利用していない人のニーズと、利用している人のニーズの把握に努めるべきだと思いますが、そのようなニーズの把握については、今まではどのような形で行なってきたかということで再質問させていただきます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

今、山口議員おっしゃるとおり、学童保育の利用者のニーズの把握についてですけれども、実際のところは、直接的に学童保育の指導員にお話ししていただくか、あるいは福祉課の方にお話ししていくしか、今のところニーズの把握というのはできない現状であります。また、利用していない人のニーズ、こういったことも今おっしゃってございましたけども、どういう方法があるのか、それも含めて検討させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員。

○1番（山口優子）

はい、ぜひニーズの把握に努めていただいて、より良い利用者の、保護者の、子どもたちの希望が叶えられるような形になっていければいいのかなと思います。次に、保育の質の内容についてなんですけれども、保育士をはじめとするスタッフの方たちがとても頑張

って保育をしていただいているということは十分に存じております。ただ、子どもたちの中には、特別な支援を必要とする子もいます。そういった子たちに対する研修などを現状の保育士さんたちが受けるチャンスがあるのかどうかということと、保育のカリキュラムの工夫、先程ボランティアの活用なども提案させていただきましたけれども、保育のカリキュラムの工夫についてと、高学年の子たち、現在、学年が上がるにしたがって子どもが減っていったらというか、必要性を感じなくなってやめていっている現状があるんですけども、高学年の子たちにとって学童保育がつまらない場所になってしまうということでやめていってしまったということもあるのではないかと思います。現在は、自由遊びの見守りということになっていますので、各々が漫画を読んだり、それぞれ友達と遊んだり宿題をしたりという形になっています。国の指針では、今後小学6年生までも受け入れなさいということですので、高学年の子たちにとって魅力ある、安心できる生活の場としての学童のあり方というのも考えていかなければいけないかと思います。そういった面の評価、また見直しの仕組み作り、スタッフの研修についてお答えいただきたいと思います。お願いします。

○議長（埴淵賢治）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

学童保育の、保育の質ということでございますけれども、議員質問にありますように、2015年の4月から放課後の子ども子育て支援新制度ということで、放課後児童支援員という資格を持った方が学童保育所に配置するというような取り決めになっております。この放課後児童支援員につきましては、道の方の研修を一定時間、24時程度というふう聞いておりますけれども、研修を受けなくちゃならないということになっております。これは、まだちょっと猶予期間がございまして、5年間の猶予期間がございまして、順次、うちの指導員の方もその研修に参加して、そういったカリキュラムに対応できるような体制を整えていくところでございます。それと、学童保育の対象年齢が、鹿追町では小学校4年生までということですが、基準では、小学校6年生まで引き上げられているところであります。このことも含めまして、対象年齢が上がると学童に通う人数も減っているという現状もございまして、先程お話したとおり、そのニーズも含めて把握をする検討をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。山口議員、挙手をしてから。どうぞ。

○1番（山口優子）

はい、よろしくお願いします。ボランティアについての件なんですけれども、先程町長も前向きに検討していただくというご答弁でしたけれども、鹿追町にたくさんのボランティア団体がすでに存在しています。ボランティア団体連絡協議会に所属しているのは7団体で、150名以上いらっしゃいますし、寿勤労会にも39名の方が登録していただいています。鹿追小学校のボランティア団体きらめき隊というのも10名いらっしゃる。育児ネットというのは500円から600円で育児の手助けをするというネットワークなんですけれども、こちらの援助隊も12名で、保育士の皆さん方で組織されてるといふか、保育士の方がたくさん登録していただいているボランティアすまいる隊も56名と、とてもたくさんのボランティアしていただける人たちが町にはいて、それは素晴らしいことだなと思います。鹿追小学校の方でも、熟年会の人たちのボランティアを呼んで、小学1年生が対象だったんですけれども、駒作り、駒回し大会、凧揚げ、凧作りなど、2月に行なったそうでございます。やはり、子どもたちもすごく喜んでいて、そういうお年寄り子どもたちの触れ合いということと、昔遊びというのは本当に私も親の一人としてぜひ教えてほしいなと思います。子どもたちとても喜ぶと思うので、そういう本当に簡単なことでいいんですよね。お手玉とか、あやとりとか、そういうことであれば、どのような方でも教える側に立っていただけると思うので、ぜひお願いしたいです。そういうボランティアなんですけれども、一つお願いしたいのは、有償ボランティア、全く無償のボランティアではなく、有償ボランティアということで考えていただきたいなと思います。ボランティアで、手弁当でやってくれるという方もあるんですけれども、やはり交通費、ガソリン代、あとお弁当代、おやつ代位は最低限支払っていただいて、それが生きがいにも繋がるのかなと思いますし、また、若いお母さん方の中にも週に1回から2回位だったら社会参加したいという人もいます。あと、高校生の中にもボランティア同好会に入っている子たちもいますし、ふれあい2015などの小学校、中学校、高校生のイベントを見ていると、鹿追の高校生たちはとても上手に小さい子たちの面倒を見て、世話を焼いてくれているような現状があるので、高校生や若いお母さんたち、若いお父さん方たちのボランティアというのも考えてほしいなと思います。ボランティアについて、有償ボランティアというやり方を導入することが可能かどうかお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

答弁、佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

ボランティア制度についてお答えいたします。実は今再来年度に向けまして介護予防、国の介護予防の関係で、これは高齢者のボランティア育成ということで協議をしている最中でございますけれども、その中で、全年齢を対象にしました、今山口議員おっしゃったとおりのボランティア制度について、まさに今協議をしている最中でございますので、有償、無償、今いろんなボランティアの考え方もございますけれども、そこも含めまして検討している最中でございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

再質問、はい、山口議員。

○1番（山口優子）

では最後に、今後の町としての放課後児童の居場所のあり方についてももう一度質問させていただきますと思います。現在鹿追町で妊娠前の不妊治療費の助成から妊娠中の検診、出産、そして幼・小・中・高の一貫教育というのが推進されています。切れ目のない継続的な子育て支援に取り組んでいるという鹿追町の現状であります。この2007年からの放課後子どもプランは、厚生労働省が所管している放課後児童健全育成事業と文部科学省の放課後子ども教室推進事業とまとめて推進していくということであります。厚生労働省なので福祉課、文部科学省なので教育員会という形で、鹿追町でもいろいろな課が横断的に係わっている事業になるかと思うんですけれども、その関係する課を一元化するような連絡会議などでの連携についてはどのようにお考えかという点と、この学童と児童館というのを一体型という形で進める向きもありますけれども、先程町長もおっしゃったように、学童保育というのは、児童館とは違って児童福祉法で定められた子どもの安全安心な家庭の代わりとなるような生活の場でなければならないと思いますし、その子の出欠の状況やその子の健康状態とかも含め、しっかり把握できるというメリットがある、生活の場であるということで、保護者との連絡をしっかりとっていけるというのは何よりも親にとって安心できることかと思えます。一体型という形になっていく方向性は、国の方ではあるんですけれども、そういう方向性になっても学童の子どもたちの安全安心な家庭の代わりとなる生活の場というところはしっかりと守っていただきたいと思います。こども園の関係では、親の就労の有無で預かる、預からないを変えないということでこども園スタートしてましますけれども、学童保育についても、親の就労の有無で子どもの居場所を分けないとい

う同じような考え方もあります。今後の放課後児童の居場所、または学童保育のあり方について、例えば、面積や人員配置の基準などを鹿追町独自の基準の最高を考えるべきではないかと。今後どのような形を目指していくのか、方向性を示していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

答弁、吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

山口議員から盛りだくさんのね、ご提案あるいはあるべき姿についてお話をいただきました。私は、おっしゃってることはその通りと。ほとんど反論する余地のないお話だと思うんですね。それじゃ今の日本の教育環境、子育て環境等々の中で、どこまで地方自治体で応えることができるのか。子どもは国の宝、社会で育てるべしというそういうお話もあります。そういうところにしっかりと視点を置いて政策を展開していけば、今、お話をいただいた多くが解決をされるだろうというふうに思っておりますし、だんだんと人間の数が少なくなっている状況の中で、主婦もどンドンと社会進出をしていくということになれば、なおさらのこと子どもたちの環境、全体的な環境ですね、そういうものについてのあり方等々について問われる時期が来ているということを私も痛感をいたしますから、そういう意味で、今お話のあったすべての点について、それじゃ鹿追町でどれだけできるのか。同時に、国あるいは北海道に対して、そういう点においてどういうお話をしていくべきなのかということについて、私なりの、今後子育て環境の整備について取り組みをしていきたい。今までも私は学童保育等々についても、している、していないに係わらず、放課後の子どもたちがその辺でうろうろしてね、危険にさらされているという一面等々を考えるとやっぱりどうなのかなと。先程ちょっと、今の教育者のあり方についても、そういうところにも、実は社会人としての教師としての立場だけじゃなくて、一度学校を出ればそういう役割があるはずであります。そういう点もどうなのか。今、大人の目、あるいは指導力というものが、そういう意味では非常に欠如してきているなというふうに私は感じておりますので、先程文科省と厚生省という中での、こども園というのは、なんとかそれを少しでも不合理性を解消するための方法としてこども園というものがあるわけでありましてけれども、しかし実態としては、中身の中でも実はやっぱり厚生省、あるいは文科省というものが歴然として、今現在もそういう構想を出されていてもあるわけですね。ですから、この辺からやっぱり変えていかなければならないというふうに思っておりますので、どう

かそういう声をどんどんと皆さん方も出して行ってほしいなど。一緒になってそういう問題等に立ち向かう必要があるというふうに思っております。そんなことで、一つ一つについて答えにはなっていないというふうに思っておりますけれども、おっしゃってることは、私はそうあることがやっぱり望ましいというふうに思っていますんでね、昔は三つ子の魂云々だから3歳まではお母さんのミルクで、おっぱいで云々というお話ありましたが、今こういう人口動態の中でそれは言っている時ではないと。ですから、町もゼロ歳児から保育をしていると、お預かりをします。そして働いている、していないに係わらず、そういう体制をとっているわけでありまして。それは、そこくらいまではなんとか自治体の努力でもできると。さらに、学童の部分にすべてを今の理想で追求をしていくということになれば、これはもう社会学校、同じレベルのものを作らなければ、私は不可能というふうに思ってます、この辺も含めてね、やっぱり十分考えてみる必要があるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴渕賢治）

再質問ありますか。

○1番（山口優子）

ありがとうございました。

○議長（埴渕賢治）

これで山口優子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は1時といたします。

休憩 11時59分

---

再開 13時00分

○議長（埴渕賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、ご報告申し上げます。野村英雄代表監査委員が所用のため欠席する旨の届け出がありました。

次に、10番、安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。私は、情報共有をめざしてと標題を題しまして次の質問をさせていただきます。本町は、大正1



0年（1921）4月、音更村から分村して、本年で96周年を迎えようとしています。百年の大計をにらんだまちづくりの為に、先人が厳しい自然環境で努力を重ね、汗を流し築いてきたわが町を更なる「活力と魅力あるまちづくり」を目指して、町民参加型のまちづくりのため日々努力を重ねていることは、執行者、議会にとっては共通の課題と考えます。まちづくりの根源である「鹿追町まちづくり基本条例」（平成22年）が施行されてから5年が経過し、又、議会においては、「鹿追町議会基本条例」（平成23年）が施行されて5年目を迎えようとしています。どちらの条例においても、町民と協働で取り組むまちづくりのために必要な事項を定め、町民の意思に基づいたまちづくりの実現を目指していることは共通の目的、目標と理解します。執行者にあつては、行政懇談会、主要懸案事項地区説明会、行政区長会議、住民参加による各種委員会・協議会、地域マネージャー制度、バスツアー等々により、住民からの意思、意見、提案を吸収し、担当所管に割り振り、事業推進を図っていることは理解しているところです。一方議会にあつては、「町民に信頼される開かれた議会」を目指し、議会報告会、まちなか会議による各種懇談会を中心に住民からの付託を受け、各委員会に振り分け、調査、研究を実施、全員協議会にて同意を受け、議会として首長へ伝達するシステムを実行しているところです。受けた首長は担当課長会議にて、対応所管部署に振り分けられていることが現状であると思われます。しかし、所管部署でどの様に検討され、どの様に協議されているか。「進捗状況」が公表されることがない状況にあると認識します。そこで、付託を受けたすべての事業とは申しませんが、主要事業にあつて付託を受けた行政側として「進捗状況」を示す指標、様式を作成することで情報の共有の推進を図り、協働のまちづくりを図ることが肝要と考えますがいかがでしょうか。また、今後実行されるであろう「第6期総合計画」の見直しや、ランドデザインの計画等の実施にあつて、行政用語の多い文章のみの作成だけでなく、住民が見てわかりやすい方法を検討されてはいかがでしょうか。以上、2点についてご所見をお伺いします。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

安藤議員からは、町民と協働で取り組むまちづくりのために「情報共有をめざして」と題して、2点に亘りご質問をいただきましたので順次答弁をさせていただきます。現在、町では様々な機会をとおして町民皆さまからの要望やニーズをお聞きし、まちづくりを進

めているところであります。その手法としては、主として議員からもお話のありました、各地区に赴いて開催をいたしております主要懸案事項説明会、各行政区長に集まって開催しております行政区長会議、地域マネージャー制度、さらにはやまびこメール、さらには、今年度は第6期総合計画の後期計画の見直し時期であり、住民及び団体の代表からなります鹿追町総合計画策定委員会、鹿追町総合計画審議会の各委員会から意見等を賜り、今後の本町の進むべき方向性を示していただいたところであります。また、議会主催のまちなか会議による町民各層からの要望意見等をいただき、まちづくりの反映に努めているところであります。さて、ご質問のありました町民等からの要望意見等がどのように検討協議されてまちづくりに反映されているのか等、その過程も含めた進捗状況が町民に十分に情報提供されていないので、指標を作成し公表してはとのご発言と存じます。私も、平日頃より必要な情報は、早く町民に提供するように心掛けているところであり、議会に対しても事業の構想段階から私の考えを申し上げ、議員の皆さまのご理解をいただいているところと認識をしているところであります。ただし、議員よりご指摘のありました件につきましては、十分な対応をしていたかというところとそうではないとの実態かと存じます。情報の共有は、本町の憲法とも言える「まちづくり基本条例」にも明記されている重要な事項でありますので、ご質問の事項についても、できる限り情報の提供は行なっていきたいと思っておりますが、すべての事項に係わる情報提供は現実的に難しいと思われまますので、どの事業もしくはどの事務を情報提供していくかについては、さらに検討必要というふうに考えているところであります。例えば、町のホームページですが、町民の知りたい情報やイベント情報が検索しづらい、更新が遅れている等の声をお聞きしており、現在、リニューアルに向け作業をしておりますが、これらの事務がどのように内容改善されて、いつ頃までにオープンできるのかといった進捗情報など、町民が関心を持っている情報や、各地区で行われる主要懸案事項説明会において出されました重要案件について町の考えを示していくことも大事かと考えております。また、内容によっても数値化して提供しなければならない場合、またはそうでない場合など、いろいろなケースが想定されておりますので、指標の出し方も十分検討させていただきたいと考えております。また、最後の質問であります、文書のみで作成ではなく住民が見てわかりやすい方法を検討されてはとのご発言であります。総合計画に関して言えば、今後の第6期総合計画の見直しについては、今後具体的な事業となる実施計画がまとまりましたならば、広報紙あるいはホームページ等で町民にわかりやすくお知らせする予定であります。議員からは、それ以外にもっと町民に

わかりやすい手法があるのではないかとのご質問かと思えます。例えば、イラストによる将来のまちづくりや事業の完成模型品を作製するなどの方法も考えられておりますが、具体的な手法について検討させていただきますので、議員のご理解をお願い申し上げ答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

付託を受けて対応する行政側の責任というのがありますし、議会としても提示・提案したものを今一度点検し、それを改善なり、それから新たな取り組みに持っていく責任がある。この制度がきちっと確立されれば、私は両方の本当に問題解決に繋がり、さらなる本当に住民が求められるまちづくりに繋がるのではないかというふうに考えますが、今一度町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

安藤議員のこの一般質問でされている内容については、私はほぼ理解をしております。できるだけそうありたいというふうに思っております。しかし、議員ご承知のとおり、それぞれが権能を持って仕事をしているわけでありますから、その権能に沿ってやるのが基本であって、すべてを共有しすべてを一緒に発想をして、すべてを云々という話になるとね、これまた違う面もあるのではないかと。だから、どこまでやればいいのか。これは非常に難しいところかなと。しかし、私はまちづくりの効率化というか、そういう点でいけば、やはり、同じステージに立っているわけでありますから、課題も共通に理解することによってスムーズに進んでいくというふうに考えておりますので、できるだけ、今のご意見に沿うように努力をさせていただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

本当に求めるところは、なんら行政側、地方公共団体のそれぞれ一任をなしている行政側、それから町というのはなんら変わりなく、本当にお互いがその努力をしていく必要があるという事は私も十分に意識しておりますので、町長のおっしゃるとおりかなというふ

うに思っています。そこで、先程ホームページのお話が出ましたけども、ホームページの、現在委託をして更新をされている状況にあるわけでありましてけれども、その更新状況について、これはプロジェクトの責任者である町長の方からご答弁をいただきたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

答弁、松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

ホームページの見直しにつきましては、今回の総合計画、あるいはまちづくりの中で、全体の中で協議を進めさせていただきました。また、一部個人ではありますが、委託をして町のホームページ、あるいは町内における情報共有の仕方についていろんなご指導をしていただいたところでありまして、概ねその形が、どのような形が、今後のホームページとして進めていくべきかという形はでき上がってきておりますので、現在その改修に向けて新年度入りまして、なるべく遅くならないうちに全体がきちんと直るといいますか、全面的な改修、リニューアルをさせていただくような予定で現在進めているところであります。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

理解するところですけども、町のホームページで、まず各課の問い合わせ先等については、今後記載されるのかどうかわかりませんが、やっぱりホームページの中で各課の問い合わせ先、メールアドレス等があるとさらにわかりやすいのかなと思いますし、その中に、さらに業務内容が載っていると、1年に1度、それぞれ電話番号ですか、一緒にそれぞれ全戸に今現状配布されてますけども、白黒でちょっとあれも若干カラーに、部分的にカラーにしたらなおさら住民が見やすいのかなという状況にはあるんですけども、全戸配布はしてるんですけども、それも一つホームページの中にそういった、ユニークな町だと、仕事をしているのをそのまま課のネーミングにしているところもあるわけですけども、本町においてはそういう手法はとってませんので、それぞれの課に、誰が見てもどの課に、どこに問い合わせすればいいのか、業務内容がわかるようなホームページも一つ作成の段階でご検討いただけるかと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（埴淵賢治）

大井総務課長。

○総務課長（大井和行）

今副町長の方からお話ありましたとおり、リニューアルに向けまして作業中でございます。議員さんの方からお話ありましたとおり、今ホームページ、ある情報を知りたい場合、ホームページをクリックして入っていくんですけど、今のその知りたい情報を探るために結構時間がかかって、中に入ってくまで時間がかかるという問題点もございまして、それらの問題点を、早くこう目的した情報が得られるような、そういうような含めて今改善させていただいておりますので、今議員さんの方からの話ありました内容も含めて十分組み入れてリニューアルしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（埴淵賢治）

吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

今、副町長あるいは総務課長からお話したとおり、今、新しい方向に向けて、プロの方の案をいただきながらやっていこうということで、半年間の検討期間、提言をいただく期間等々も終わっておりますんで、それに沿ってやっていきたいというふうに思っております。それで、私も常にこう思う事なんですけども、広報広聴というところの広報のところかね、やっぱり、どうも町でやっていることがよく理解されていないと思うことが度々あります。例えば、今バイオの所で水素というものの実験をやろうとしている。これは、環境省がやるんですけども、しかし、その研究の場を町が与えているということは、町にとって今後どういうプラスになるのかどうかというようなことも併せてしっかりと伝えなければ、そのステージを提供するだけでなんじゃという話。具体的に私もそういう話実は聞きます。あんなことやっていいのかと。こないだメールで、水素水を作ったらいいんじゃないかと。それよりもね。そういうようなお話もあります。ですから、行政が議会とこうして意見討論をして、それじゃ、どうまちづくりをしようとしているのか、その内容をしっかりと伝わるようなやっぱり研究をしなきゃいかんということで、実際、今広報の担当者と少し議論をしているとこなんです。これまでのこの概念、広報のあり方等々について、やっぱりこう視点を変えていかなければ、今のような、単なるお知らせというか、何月何日こんなことありましたよというだけの話で、それは正直言って、いろんなメディアを通せば案外わかるようなことであろうというふうに考えておりますので、この辺についても、やっぱり編集の仕方、それから目でわかるようなそういう表現の仕方、これにつ

いても、実は才能がやっぱり非常に開発、必要になってくるんですね。やっぱりイラスト作るにしてもそういう素質を持った職員だとかね、そういうこともやっぱり大事だなというふうに思っておりますので、しかしそれは、人間の能力、私は再開発できるというふうに思ってますから、そういう意味では、今後今のご質問いただいた内容等しっかりと押さえながら進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番（安藤幹夫）

ちょっとあんまりしつこくなったらあれですけども。今、イラストというお話、事前にネタをばらしてしまったものですから答弁でできちゃったんですけど、イラストという話をしてるんですけど、これ、こんなこと言っちゃ笑われるかもしれないんですけども、今町長が言われたように能力のある職員、私は誰か存じませんが、ここの庁舎内にもそういう方がいらっしゃるというふうにお聞きしていますので、やっぱりその6次計画の中での主要な目標、これ当然町長の中の構想もあろうかと思えます。そういったものを部分だけでもやっぱり町長がこうやって考えているんだよということで、文章は行政用語を極力減らして、本当に文章は100字とか200字程度にしてしまっ、イラストで5年後にはこういうことを目標にしていると。それが実現するしないはあれですし、また、建築途中で変わることも当然あります。それはそれでいいと思うんです。ただ、そういう目標があるんだよということをやっぴり事前に知らせる方法、これをやっぱりそういった才能を持っている方の、担当部署ではないかもしれないんですけどご協力をいただきながら、あえて外部に外注しなくても、そんなに予算を使わないで作成ができるのかなと思うし、それをもっと飛躍して言わせていただければ、カレンダーにして全戸に配布する。そうすると、家庭ではカレンダーとしてもらっているし、町長の思いが、町長の似顔絵がニコッと載っていればなおさらいいことであって、そういったイラストが載っているということはそんなに邪険になる、冷蔵庫にでも貼っておいていただければ町民は毎日目にする事ができる、そういった方法も十分一つ考えられるのかなと思うことと、もう1点、グランドデザインにおいてもそうなんですけども、過去に農芸公園の模型を作って一時展示したけど今どこ行って、今は農芸公園と言いません、鹿追パークという形で開発が進んでるんですけども、これは当然町長の公約の中にもものって、それは長い年数をかけて開発をしていくということは十分承知している。だけどその模型がもうどこいっちゃったのかは最近

目にするということもない状況なんですけども、平面で、図面で示されるよりは、やっぱり立体的なもので目にするということは非常に理解しやすいし、わかりやすいという一つの手法だと思うんです。最近ちょっとテレビで紹介されてましたけど、明日の東の大震災で、高校生がその町の模型を作って、実際に水を流して、ここまで津波が来るんだよということを子どもたちに教えたら、子どもたちは非常にわかりやすいと。だからそれは平面的なものでなくて、立体的なものとして、私はあんまり図工がそんなに得意じゃなかったもんですからそんな才能はないんですけども、立体的なものを作製することによって、やっぱりそれは住民の目に触れるところであれば、それは変わっていった都度に、例えば色を塗り変えたり形を変えたりというのはそんなに難しいことではない。容易にできることだと思うんです。そういったことをしながら、やっぱり広報の見直しということも先ほど町長おっしゃいましたけど、そういったことも含めた、もっとユニークなという言い方はあれなのかもしれないんですけども、ちょっと奇抜な発想を持ってもいいのかなというふうに考えますんで、その辺も含めてご答弁をいただければと思います。

○議長（埴淵賢治）

再度答弁求めます。よろしいですか。先ほどある程度の答弁をしておりますので、よろしいですか。

○10番（安藤幹夫）

はい、そういうことで。

○議長（埴淵賢治）

これで安藤幹夫議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会します。

散会 13時25分

# 平成28年第1回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程第 3号

日時 平成28年 3月17日(木曜日) 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 議案第 10号 鹿追町行政不服審査会条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 2 議案第 11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 3 議案第 12号 鹿追町職員の再任用に関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 4 議案第 13号 鹿追消防会館条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 5 議案第 14号 鹿追町美蔓地区畑作かんがい用水施設設置等に関する条例の制定について

[産業厚生常任委員会報告]

日程 6 議案第 35号 平成28年度鹿追町一般会計予算について

日程 7 議案第 36号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 8 議案第 37号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 9 議案第 38号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程10 議案第 39号 平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程11 議案第 40号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程12 議案第 41号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

[平成28年度鹿追町各会計予算審査特別委員会報告]

日程13 議案第 45号 平成27年度鹿追町一般会計補正予算(第11号)について



- 日程14 同意第 2号 鹿追町教育委員会教育長の任命について  
日程15 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程16 閉会中の継続審査申し出について

2 本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

- |             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 1番 山口 優子議員  | 2番 武藤 敦則議員  | 3番 畑 久雄議員  |
| 4番 台蔵 征一議員  | 5番 加納 茂議員   | 6番 上嶋 和志議員 |
| 7番 川染 洋議員   | 8番 狩野 正雄議員  | 9番 吉田 稔議員  |
| 10番 安藤 幹夫議員 | 11番 埴淵 賢治議員 |            |

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

- |          |        |
|----------|--------|
| 町 長      | 吉田 弘志  |
| 農業委員会会長  | 櫻井 公彦  |
| 教育委員会委員長 | 臼井 あや子 |
| 代表監査委員   | 野村 英雄  |

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

- |        |        |
|--------|--------|
| 副 町 長  | 松本 新吾  |
| 総務課長   | 大井 和行  |
| 企画財政課長 | 渡辺 利信  |
| 町民課長   | 島 かおる  |
| 農業振興課長 | 喜井 知己  |
| 建設水道課長 | 津田 祐治  |
| 商工観光課長 | 西科 伸之  |
| 福祉課長   | 佐々木 康人 |

瓜幕支所長	菅原義正
子育てスマイル課長	浅野富夫
病院事務長	菊池光浩
消防署長	松井裕二
会計管理者	川染洋子
ジオパーク推進室長	舟越洋二
総務課総務係長	武者正人
企画財政課財政係長	佐藤裕之

7 教育委員長の委任を受けて説明のため出席したもの

教育長	小林潤
学校教育課長	大前健也
社会教育課長	浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事務局長	櫻庭力
------	-----

9 議会事務局職員出席者

事務局長	黒井敦志
書記	坂井克巳

平成28年 3月17日（木曜日）午前10時00分 開議

○議長（埴淵賢治）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程 1 議案第10号 鹿追町行政不服審査会条例の制定について

日程 2 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程 3 議案第12号 鹿追町職員の再任用に関する条例の制定について

日程 4 議案第13号 鹿追消防会館条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程1、議案第10号、鹿追町行政不服審査会条例の制定について、日程2、議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程3、議案第12号、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定について、日程4、議案第13号、鹿追消防会館条例の制定について。以上4件を議題とします。4件の議案については3月4日の本会議で総務文教常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終え議長に報告書が提出されております。以上4件については議事進行上一括して報告を行い、その後議件ごとに質疑討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

総務文教常任委員長の報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番（加納茂）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告をいたします。審査日は平成28年3月7日です。審査の結果、事件の番号、議案第10号、行政、鹿追町行政不服審査会条例の制定についてであります。審査の結果原案可決でございます。次に委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。審査日平成28年3月7日、事件の番号、議案第12号、鹿追町職員の、ちょ、ちょっと違いました。すみません。順番違いました。申し訳ございません。委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日平成28年3月7日、

審査の結果、事件の番号、議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。審査の結果、原案可決でございます。次に委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。審査日、平成28年3月7日であります。審査の結果、事件の番号、議案第12号、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定についてであります。審査の結果、原案可決でございます。次に委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。審査日、平成28年3月7日、審査の結果、事件の番号、議案第13号、鹿追町消防会館条例の制定についてであります。審査の結果、原案可決であります。

○5番（加納茂）

失礼をいたしました。今、鹿追町消防会館と申し上げた訳でございますけれども、鹿追消防会館条例の制定についてであります。訂正してお詫びを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

議案第10号、鹿追町行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第10号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第10号、鹿追町行政不服審査会条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第11号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第11号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第12号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第12号、鹿追町職員の再任用に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号、鹿追消防会館条例の制定についてを議題とします。これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第13号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第13号、鹿追消防会館条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

---

日程 5 議案第14号 鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設備等に関する条例の制定について

○議長（埴淵賢治）

日程5、議案第14号、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設備等に関する、かんがい用水施設設置等に関する条例の制定についてを議題とします。本案については3月4日の本会議で産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終え議長に報告書が提出されております。産業厚生常任委員長の報告を求めます。台蔵征一産業厚生常任委員長。

○4番（台蔵征一）

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。審査日、平成28年3月7日。審査の結果、事件の番号、議案第14号、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置等に関する条例の制定について、審査の結果原案可決。以上です。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第14号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第14号、鹿追町美蔓地区畑地かんがい用水施設設置当に関する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

---

日程 6 議案第35号 平成28年度鹿追町一般会計予算について

日程 7 議案第36号 平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について

日程 8 議案第37号 平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について

日程 9 議案第38号 平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について

日程10 議案第39号 平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について

日程11 議案第40号 平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について

日程12 議案第41号 平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（埴淵賢治）

日程6、議案第35号、平成28年度鹿追町一般会計予算について、日程7、議案第36号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について、日程8、議案第37号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について、日程9、議案第38号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について、日程10、議案第39号、平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について、日程11、議案第40号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について、日程12、議案第41号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について、以上7件、関連がありますので一括議題とします。以上の件については、3月4日の本会議において、平成28年度鹿追町各会計予算審査特別委員会に付託されたものであります。その後審査を終了し、議長に対し3月16日付けをもって審査終了の報告がありました。委員長の報告を求めます。平成28年度鹿追町各会計予算審査特別委員会加納茂委員長。

○5番（加納茂）

平成28年度鹿追町各会計予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。事件の番号、議案第35号、平成28年度鹿追町一般会計予算について審査の結果、原案可決であります。次に議案第36号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算について審査の結果、原案可決であります。次、議案第37号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算について審査の結果、原案可決であります。次に議案第38号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算について審査の結果、原案可決でございます。議案第39号、平成28年度鹿追町下水道特別会計予算について審査の結果、原案可決でございます。次に議案第40号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算について審査の結果、原案可決であります。次に議案第41号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果、原案可決であります。議案第41号で平成28年度を抜かしたということがございます。平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算についてというふうに訂正をしてお詫びを申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。ただいま報告のありました平成28年度鹿追町各会計予算については、議長を除く10人で構成する平成28年度鹿追町各会計予算審査特別委員会において慎重に審議されたもので、審査されたものであり、委員長に対する質疑を、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認め、質疑を省略します。

議案第35号、平成28年度鹿追町一般会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。



議案第36号、平成28年度鹿追町国民健康保険特別会計予算についてお諮りします。  
本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議案第37号、平成28年度鹿追町国民健康保険病院事業会計予算についてお諮りします。  
本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決いたしました。

議案第38号、平成28年度鹿追町簡易水道特別会計予算についてお諮りします。本案  
は討論を省略して直ちに採決したいと、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第39号、平成28年度鹿追町下水道特別会計予算についてお諮りします。本案は  
討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し、直ちに採決する事に決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第40号、平成28年度鹿追町介護保険特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり原案可決しました。

議案第41号、平成28年度鹿追町後期高齢者医療特別会計予算についてお諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、討論を省略し直ちに採決することに決定しました。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって、議案第、議案、よって本案は委員長報告のとおり原案可決しました

---

日程13 議案第45号 平成27年度鹿追町一般会計補正予算（第11号）  
について

○議長（埴淵賢治）

日程13、議案第45号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第11号についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第45号は、平成27年度一般会計補正予算第11号となるものであります。平成27年度一般会計補正予算第11号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ2,250万円を追加しまして、総額を73億6,153万7千円とするものであります。第2条は繰越明許費であります。補正予算の内容につきまして歳出9ページよりご説明いたします。土木費、道路橋りょう費、道路維持費の委託料で町道除雪委託料としまして2,200万円の追加、諸支出金、基金費、基金費の積立金で町づくり基金に50万円の追加であります。続きまして歳入の説明をいたします。前ページとなります。款項寄附金、総務、総務費寄附金の総務管理費寄附金で鹿追北4線にお住まいの安藤千保子様から町づくりのために50万円の追加、款項目繰越金の前年度繰越金で2,200万円の追加であります。次に第2表の繰越明許に明許費につきまして5ページでご説明いたします。総務費、総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業で電算のセキュリティ強化で2,578万7千円の繰越、同じく定住促進住宅建設奨励事業は年度内の完成が困難と認められます10戸分といたしまして480万円の繰越、地方創生加速化交付金事業は国の補正予算を受けまして移住対策、観光対策など広域で取り組む4事業となるもので118万円の繰越、民生費、社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付事業は支給対象者1名につきまして3万円を支給する事業で1,330万5千円の繰越、農林費、農業費の道営土地改良事業で鹿追美蔓地区担い手畑総事業外6件の合計で1億4,218万6千円の繰越であります。繰越明許費の総額は1億8,725万8千円で財源内訳は国道支出金が4,856万5千円、地方債が3,780万円、その他財源が2,293万4千円、一般財源が7,795万9千円となるものであります。以上、一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（埴淵賢治）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第45号を採決します。  
この採決は起立によって行います。

お諮りします、本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長（埴淵賢治）

起立多数であります。よって議案第45号、平成27年度鹿追町一般会計補正予算第1号については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程14 同意第2号 鹿追町教育委員会教育長の任命について

○議長（埴淵賢治）

日程14、同意第2号、鹿追町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩いたします。

[資料配布のため暫時休憩]

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

同意第2号でありますけれども、教育委員会の現教育長の小林潤氏が今年度いっぱいをもって辞職をされるということで新たに教育長の選任が必要ということでお願いをするものであります。鹿追町教育委員会教育長の任命について次の者を鹿追町教育委員会教育長に任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。記として住所、鹿追町南町2丁目26番地、氏名、大井和行、昭和31年1月20日生まれであります。経歴等については今配布をいたしました内容でありますけれども、氏はこれまで鹿追町職員として平成4年から5年に亘って農業委員会の農地係長、さらには14年から16年にかけて鹿追町町民政策課政策室長、15年から19年までは総務課長補佐、そして現在総務課長という職にある訳であります。ご案内のように非常に役場職員としての経験も豊かであり、管理部門が長かっただけに町の行政全般に亘ってのご理解をいただける方であり教育長としても人格、識見ともに豊かというふうに考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。以上説明。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。これから同意第2号、鹿追町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって同意第2号、鹿追町教育委員会委員長の任命については、鹿追町教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 日程15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（埴淵賢治）

日程15、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩します。

〔資料配布のため暫時休憩〕

○議長（埴淵賢治）

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでありますけれどもこの推薦については現森末彰徳氏が辞任を申し出ております。したがって今回新たに選任、候補者の推薦をするわけであります。人権擁護委員候補者の推薦について次の者を人権擁護委員の候補者として推薦をしたいので議会の意見を求めるものであります。記として住所、鹿追町瓜幕東1丁目33番地、氏名、川染洋子、昭和30年5月22日生まれであります。氏につきましては只今お配りをした履歴書の内容のとおりでありますけれども鹿追町の社会教育図書館係長として、あるいは町民課長補佐として、そして総務課主幹を務めた後、現在町の会計管理者としてご勤務をいただいているわけでありますけれども、28年3月31日をもって定年をされるということで今回の同意をいただく、推薦をいただく任期については28年7月1日から平成31年6月30日までの3年間あります。まだ期間はあるわけではありますけれどもこれは法務省の任命になりますので今日推薦についての意見を求め

る次第であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（埴淵賢治）

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑・討論を省略し直ちに採決したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。

お諮りします、本案については当議会の意見は適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よつて諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については適任とすることに決定しました。

---

#### 日程16

#### 閉会中の継続審査申し出について

○議長（埴淵賢治）

日程16、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によつてお手元に配布の申し出書のとおり閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よつて総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査する継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします、本定例会の会議に附された事件はすべて終了しました。会議規則第7条の規定によつて本日で閉会したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（埴淵賢治）

異議なしと認めます。よって本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

ここで松本副町長から発言を求められておりますのでこれを許します。松本副町長。

○副町長（松本新吾）

貴重なお時間をお借りしましてこの3月31日で退職をします職員等のご紹介をさせていただきます。臼井あや子教育委員長、小林潤教育長、大井和行総務課長、川染洋子会計管理者、舟越洋ニジオパーク推進室長です。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（埴淵賢治）

それでは臼井あや子教育委員長。

○教育委員長（臼井あや子）

貴重な時間をお借りいたしまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。教育委員会の行政改革により4月1日をもって新制度に移行することにより教育委員長としての職が解かれます。私にとって議場は縁もゆかりもないところと思っておりましたけれども7年6ヶ月が過ぎましてその間議員の皆様、そしてならびに職員の皆様方のおかげで浅学菲才な私ですがなに、絶え間なく務めさせる、勤めることができたと思います。この場を借りまして皆様方の暖かいご支援ご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。最後にですね、この議会も議会が益々盛会であることをご祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

それでは次に小林潤教育長。

○教育長（小林潤）

貴重なお時間をいただきまして、教育長退任のご挨拶をさせていただきます。まずもって埴淵議長様をはじめ、議員各位におかれましては、日頃から教育行政に対しまして深いご理解とご指導賜りまして、誠にありがとうございました。私はこのたび、一身上の都合によりまして、平成28年3月31日をもちまして教育長の職を辞任させていただくこととなりました。昨年1月に再任をいただき、4年間の任期を全うすべきところ、途中降板になりましたことは誠に申し訳なく慙愧<sup>ざんき</sup>の念に耐えないところであります。しかしながら、おかげ様をもちまして鹿追町の教育は、町議会皆様方のご指導と吉田町長をはじめとする職員各位の深いご理解のもと、青少年から成人、各年代まで特色のある生涯学習社会実現に向けた取り組みが勧められており、さらに学校現場では真摯に児童生徒と向き合う優秀

な教員各位のご尽力をいただきながら、幼・小・中・高一貫教育を推進する中で、グローバル社会に対応しうる子供たちの育成が進んでおりますことは、教育行政を担当させていただいた者といたしましてこの上ない喜びとするものであります。教育は国家百年の体系と申しますけれども、教育行政は、町の人づくりの根幹をなす部門であり、常に新しい課題と直面しながらの一時も息を抜けない部署であります。どうかこののちも、吉田町長が推し進める積極果敢な町づくりと、鹿追町の教育行政にかかわらぬ温かいご指導賜りますよう、切にお願いを申し上げます。不肖私も、退任の後は皆様からいただいた温かいご指導ご支援を胸に刻みながら、別な角度から鹿追町発展のために微力を傾注させていただき所存でございます。終わりに臨みまして、埴淵議長様はじめとする議員の皆様、吉田町長をはじめとする職員の皆さん、関係するすべての皆様のご健勝と鹿追町の益々の発展を祈念いたしまして、鹿追町教育委員会教育長退任のご挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

次に大井和行総務課長。

○総務課長（大井和行）

退職にあたりまして一言ご挨拶申し上げさせていただきたいと思っております。議会説明員として使徒して平成20年の4月から今日まで8年間、埴淵議長様はじめ議員の皆様にてすね、旨趣ご指導いただきましたことを改めて厚くお礼申し上げますさせていただきたいと、大変ありがとうございました。今あの退職するにあたりまして振り返ってみますとすね、ほんとにこう説明員として十分な職責をすね、全うしたかという、ただただ反省点が多かったなというふうに実感しております。そしてこの本会議場、いつも8年間という長い期間でございましたが、いつも本会議場に入りますとすね、身の引き締まる思いというか常に緊張感が漂った8年間だったなというふうに感じております。皆様ご承知のとおり、鹿追町の議会、全道的それから全国的の議会のですね、先導的役割を果たしている本町の議会でございます。さらにすね、2元代表制のひとつの機関といたしましてすね、これからも埴淵議長を中心にてすね、議員の皆様の益々のご活躍で開かれた議会がすね、より一層進まれますようご祈念を申し上げます、簡単でございますけれども、退職にあたりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

次には川染洋子会計管理者。



○会計管理者（川染洋子）

貴重なお時間をいただき退職に対して一言お礼を申し上げたいと思います。昭和49年4月、教育委員会社会教育係からスタートいたしまして、現在残すところ10日あまりとなりました。42年間、町職員として多くの部署で業務を務めさせていただきました。この間歴代の町議会議員さんならびに行政関係機関のみなさん、そして吉田町長をはじめ多くの町理事者、多くの諸先輩、同僚にたくさんの知恵と勇気、そしてご指導いただき、心から感謝申し上げます。今回退職にあたり、人権擁護委員の推薦をいただき驚いております。長年戸籍業務を携わった私にとって、まだまだ勉強の可能性と大きな役割を与えてくださり、責任を痛感しております。今後は一町民として、地域の活性に微力ではありますが応援していきたいと思います。また、42年間支えてくれた家族のためにも健康で笑顔を絶やさず、常に傍らに寄り添い応援していきたいと思います。改めて本当に長い間ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

次に舟越洋二ジオパーク推進室長。

○ジオパーク推進室長（舟越洋二）

貴重なお時間をお借りして挨拶をさせていただきます。私は平成9年、上幌内小学校の教頭として赴任以来、上幌内小学校3年、教育委員会5年、上幌内小学校3年、鹿追小学校5年、そして教育委員会町役場に3年合わせて19年間に亘って鹿追で勤務させていただきました。この間、学校教育はもちろんですが、小中高一貫教育や、ジオパークに携わらせていただく機会を得ることができましたことに心から感謝しております。埴淵議長様はじめ議員の皆様、吉田町長をはじめ緒先輩方、職員の皆様にご指導ご支援をいただき、私なりに精一杯務めさせていただきました。3月いっぱい退職させていただくことになりましたが、一貫教育とジオパークの益々の発展を心から祈っております。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長（吉田弘志）

28年第1回の鹿追町議会定例会閉じられるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。3月4日から本日まで14日間の長きに亘って1回目の定例議会が開催をされたわけでありまして、一般質問、そして28年度の一般会計をはじめ、6特別会

計等々について慎重にご審議をいただき、議決をいただきましたことについて、心から感謝を申し上げる次第であります。一般質問では非常に貴重なご意見をいただきました。私どもこうした質問に対して真摯に取り組み、皆様方と相談をさせていただきながら、具現化を諮っていくということで進めているわけでありますけれども、さらにこれらについてあるいは予算委員会でいただきましたご意見等々についても、併せて今後内部的にひとつひとつ丁寧に協議をしながら、皆様方の質問あるいはご意見、そして町民ニーズに応じていきたいというふうに考えているところであります。いずれにしてもこの28年、やはり国にとっても地方自治体にとっても非常に変動の激しい厳しい状況の中でのまちづくりということになりますけれども、皆様方の更なるご協力ご支援のほどよろしくお願いを申し上げます。また今回4月という時期を迎えての今日、新たに就任をされる方、そして現職を去られる方縷々人事の激しい時期になるわけであります。これは行政の輩においてもただいまそれぞれご挨拶をいただいたとおりでありますけれども、ご案内のように今回去られる教育長につきましては、今後です、町の非常に大事な部面を担っていただくということで考えておりますし、臼井氏については引き続き教育委員として活躍いただきたいというふうに思っております。また、職員だった大井和行氏については、今後は教育長として今回選任をいただきましたのでがんばっていただくと。川染氏につきましては人権擁護委員として活躍をいただく予定をしております。また舟越先生につきましては、これまでジオパークの室長として活躍いただきましたけれども、今回、十勝的な立場での新しい分野での活躍ということで辞職をされます。これらの皆様方には、本当にあのそれぞれの立場で大変お世話になりましたことについても、私の立場からも、本日心からお礼を申し上げる次第であります。いずれにしても、先ほど申し上げたように、地方自治体に与えられている仕事、そしてそれに対する期待というものは極めて大きいし、そして重要というふうに考えておりますので、議会の皆様方におかれては健康に十分に留意をされて、そして係る諸問題に対して皆様方の卓越した識見をもって私どもご指導いただきますように、心からお願いをし私としてもここにいらっしゃる行政員の皆さん方、さらには職員一丸になってまちづくりに励むことをお誓い申し上げて、閉会にあたってのご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（埴淵賢治）

これで会議を閉じます。平成28年第1回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 10時56分